

# 旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会報告書

平成29年1月11日

備前市議会議長 鵜 川 晃 匠 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成29年1月11日に委員会を開催し、次のとおり調査したので議事録を添えて報告する。

## 記

案 件	結 果	備 考
旧アルファビゼン盗難事件に関する調査について 1 証人尋問について ① 本郷治雄氏 2 参考人の意見聴取について ① 北条 久氏 ② 清水道起氏 ③ 宮本数敏氏 ④ 中島和久氏 (備前市職員) ⑤ 竹林幸一氏 (元備前市職員) 3 議会だよりへの記事の掲載について	継続審査	—



《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
参考人の意見聴取（北条久氏）	3
参考人の意見聴取（清水道起氏）	9
参考人の意見聴取（宮本数敏氏）	17
参考人の意見聴取（中島和久氏）	25
参考人の意見聴取（竹林幸一氏）	38
証人尋問（本郷治雄氏）	48
議会だよりへの記事の掲載について	67
閉会	69



## 旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会記録

招 集 日 時	平成29年1月11日（水）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後5時19分	閉会
場 所 ・ 形 態	委員会室A B	閉会中の開催		
出 席 委 員	委員長	橋本逸夫	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		田原隆雄
		尾川直行		田口健作
		津島　誠		掛谷　繁
		守井秀龍		立川　茂
		西上徳一		山本　成
		石原和人		森本洋子
		星野和也		
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	田口健作			
列 席 者 等	なし			
参 考 人	北条　久			
	清水道起			
	宮本数敏			
	中島和久（備前市職員）			
	竹林幸一（元備前市職員）			
証　　人	本郷治雄			
説 明 員	なし			
事 務 局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審 査 記 録	次のとおり			

## 午前9時30分 開会

○橋本委員長 皆さんおはようございます。

ただいまの御出席は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を開会いたします。

本委員会は、新年改まって初めての委員会でございます。慎重なる御審査をお願いをいたしておきます。

それでは初めに、傍聴の取り扱いについてですが、繰り返ししつこいようですが、本日の会議につきましては、一般・報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は、委員会室Cにて音声のみの傍聴をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けいたしております写真撮影、録音及び録画は許可しております。

次に、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。このA4判のサイズですね、これをごらんください。

本日は12月20日の開催の特別委員会での決定により、証人1名の喚問、参考人6名の意見聴取の予定ですが、午前9時40分に出席要求をしておりました本郷治雄氏につきましては、御本人より本日の午後への時間変更の申し出がございました。先ほど本委員会開会前に幹事会を開催をして変更をお願いしましたところ、幹事会では了解ということでございますが、この本郷治雄氏に関しましては、本日の最終の16時からということにいたし、本委員会は開会した直後でございますが、次の参考人の石野さんが見えられるまでは休憩ということにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。そのように決定をいたします。

それでは、次の参考人の意見聴取が午前10時45分からとなっておりますので、準備が整うまでの間、委員会を休憩いたします。

参考人の出席状況に応じて予定時間は多少前後することがございますので、あらかじめ御了承願います。

再開は庁内放送でお知らせをいたします。

休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前11時07分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まずもって皆さんにお諮りをいたします。

きょうの本日の予定ということでお手元に配付しておりますが、10時45分から予定をしておりました石野裕正氏に関しましては、現在の時刻においても出席をされておられません。かわりに、11時15分からの予定の北条久氏がもう出席をされておりますので、少し時間を早めて、北条久氏の参考人招致のほうから始めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

\*\*\*\*\* 参考人の意見聴取（北条久氏） \*\*\*\*\*

それから、この北条久氏に関しまして、正式な補佐人という格好じゃないんですけども、といますのが、事務局が調べましたところ、参考人に補佐人というのはちょっとなじまんのじゃないかということのようなんです。弁護士の方が見えられております。本人、こういう機会が初めてなもので、かなりのプレッシャーを感じておるという中で、補佐人の同席を認めることについて、皆さんにお諮りをしたいと思います。

ただし、弁護士のほうから直接返事があるということではなくて、相談をさせていただくということで同席を認めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、北条久氏に入室していただきますので、暫時休憩をいたします。

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料4の意見を聴こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は、1件ずつ、委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項の規定による罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は、挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず、北条参考人は、旧アルファビゼン内で働いたことがありますか、ありませんか。

〔「はい、1回だけあります」と北条参考人発言する〕

挙手をお願いいたします。

北条参考人。

○北条参考人 1回だけあります。

○橋本委員長 その1回というのはどういう作業内容でありましたか。

北条参考人。

○北条参考人 作業内容までははっきりとは覚えていないんですけども、中にあった椅子とかテーブルとかを移動するぐらいの作業だったと記憶しています。

○橋本委員長 移動するだけですか。それらの機材をこの本件建物から撤収、どこかへ移すというような作業に従事した覚えはありますか。

北条参考人。

○北条参考人 中での移動だけで、どこかに持っていくというようなことはしておりません。

○橋本委員長 ああ、そうですか。わかりました。まず、1点目につきましては、そのような答弁内容です。

皆さんの御質問はございますか、関連質問は。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありましたら、2点目に移りたいと思いますが、株式会社備前まちづくりへ手伝いに行ったことの有無についてをお尋ねをいたします。

北条参考人は、株式会社備前まちづくりという法人の存在は御存じでしょうか。

北条参考人。

○北条参考人 全然知りませんでした。

○橋本委員長 参考人は、今現在でもこの株式会社備前まちづくりという法人については内容は知りませんか。

北条参考人。

○北条参考人 はい、全く知りません。

○橋本委員長 そのようでございます。2点目は、株式会社備前まちづくりという法人すら知り得ていないということでございますので、この設問はどうも成立をしないのではないかなと思いますが、関連質問がある方はお願いをいたします。

田原委員。

○田原委員 1回行かれただけということですが、ということは、椅子・テーブルの建物内の移動ということなんですよ。ということは、想像してみるのに、NPO時代だと思うんですよ。そのときですよ。いつごろのことでしょうか。

○橋本委員長 北条参考人。



○北条参考人 申しわけないんですけど、いつごろのことかすら覚えてないので、申しわけないです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 もうかなり前ですからね。

今の所属、当時の所属はどちらの企業だったんでしょうか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 備前自動車備前教習所のほうでして、正式名称で言うとウエストジャパン興業株式会社というところです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 今まで、一緒にここへ手伝いに行かれた人たちのいろいろなことを聞かせていただきました。そういう中で、どういいますかね、朝会社へ行くと、木村管理者さんですか、そこがここへ手伝いに行くようにということで行ったということなんですが、おたくの場合はどういう人に指示されてアルファビゼンに働きに行かれたんですか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 自分の場合も同じです、はい。

○橋本委員長 ちょっと待ってください。ただいまの質問は、もう既に5点目を行きよんじやないかなというふうには思いますが、私のほうからちょっと。そのようでございますというのは、あなた、北条参考人に直接旧アルファビゼンに行ってテーブルや椅子の移動の手伝いをしなさいというふうに作業指示をされた方はどなたですか。

北条参考人。

○北条参考人 作業指示というような形ではなくて、昔の話なんではっきりは覚えてないんですけども、そのアルファビゼンの中に何人か行きました。そこで、ほんならきょうはこういうことしようかみたいな、みんなで決めるような感じで、直接の指示というのはなかったと思います。

○橋本委員長 それでは、旧アルファビゼンに手伝いに行きなさいという指示を出したのはどなたですか。

北条参考人。

○北条参考人 それは、当時の木村管理者でした。

○橋本委員長 はい、わかりました。

じゃあ、関連質問を。

田原委員。

○田原委員 1回しか行かれたことないということなんですが、当然同僚の方と行かれたんだと思うんですけども、そのときはどういう方と御一緒でしたか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 そのときは、私と、あとは木村管理者のお子さん、息子さんと、増田という指導

員見習いが一緒に行きました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ありがとうございます。そのときにですね、きょうもお願いしてるんですが、自動車学校の従業員であり、NPOの役員であった本郷さんという方がいらっしゃるんですが、そのとき本郷さんいらっしゃいましたか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 僕が行ったときはいませんでした。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 じゃあ、3人だけで仕事されたんですか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 自分が行ったときはそうです、3人だけです。

〔「はい、わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 ほかに関連質問を要求される方はおられませんか。

石原委員。

○石原委員 じゃあ、ちょっとお尋ねさせていただきます。

1度だけ赴いたことがあるとのことですが、その椅子・テーブル等を館内での移動、作業をされたとのことですが、その、直接作業されたフロアというのは館内のどの部分、どの階を主にされたのでしょうか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 そのときは1階部分だけだったと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。以前、この委員会に加々本さん、それから増田さん、先ほどお名前上がりましたけれども、来られて、作業しましたよということ。その方は、増田さんですか、陳列棚の処分であったり、それから壁をきれいにというんですか、壁の取り壊しとか、きれいな状況にという作業、それから清掃作業、それから加々本さんのほうは、やはり同じく壁材の撤去、周りのコンクリートが見えるようにというような作業をされたようですが、北条さん行かれたときも、その増田さんであったりという方はそういうような作業をされておりましたか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 そのときはしてなかったです。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。それから、加々本さんですか、の発言によりますと、作業に行った時期が、恐らく平成20年4月から7月の間に行かれたという発言があったんですけれども、ちょっと記憶をたどっていただいて、そのころではないでしょうか、いかがでしょう。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 ええかげんなこと言うちゃいけんとは思いますが、そういうふうに言われたらそれぐらいのような気がします。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。それから、作業に、旧アルファビゼンに行かれたときには、行かれたときにどなたかが鍵をあけて入られたのか、その旧アルファビゼンに赴いたときの状況をお聞かせいただければと思うんですけども。入ったその手法というか、そういう状況、はい。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 僕が行ったときには、既に先ほど言うた木村さんの息子さんと増田君がもうおりました、誰が鍵をあけたかまではわからないんですけども、あいている状態ではありました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。それから、その1回行かれた日には、その作業終了時点は、あの施設から退去するときには、どういう出方といいますか、皆さんと一緒に出てこられたのか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 自分が先にそこから退去するという形でしたので、最後、鍵をかけたという作業までは見ておりません。

〔「ありがとうございます」と石原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

ほかに関連質問を希望される方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次の質問に移りたいと思います。

参考人は、旧アルファビゼンにおきまして電線が盗難事件に遭っているということをどういう形で知り得ましたでしょうか。例えば新聞報道とかそういったもので知られたかどうか、あるいは今現在でも承知しとらんということなのかどうか。

北条参考人。

○北条参考人 今委員長が言われたように、新聞報道で知りました。

○橋本委員長 そういった報道があった後、あるいはその以前に、備前警察署から本件に関して事情聴取を受けたことがあるかないかということをお答えいただきたいと思います。

北条参考人。

○北条参考人 ありません。

○橋本委員長 なしということですね。

これらに関連する質問がございましたらお願いをいたしたいと思います。

田原委員。

○田原委員 きょうは大変御苦労さまでした。当然勤務時間中と思うんですが、議長のほうから参考人で出席してほしいという要請があったと思うんですが、それは上司に報告して、きょうは勤務時間中に出席いただいたんですね。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 それが、きょうはたまたまお休みの日でして、はい。

〔「ああ、そうですか」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ああ、そりゃそりゃありがとうございます。実は、この直前に石野裕正さんという方呼んでたんですが、出席してくれてなかったんですよ。今もお勤めですか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 石野さんは、もう大分前に退職されました。

〔「ああ、そうですか」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、きょうは休みということなんですが、たった一回行っただけだということであるにもかかわらず、きょうは弁護士さん御同席なんですよ。この弁護士さん、おたくが頼まれたんですか、会社からの指示ですか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 会社のほうから、はい。

〔「ああ、そうですか」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

ほかに関連質問を希望される方はございませんか。

石原委員。

○石原委員 委員長、済いません。先ほどのちょっと聞き漏れなんですけれども、済いません。

椅子・テーブル移動されたようなんですけれども、その中に、1階ですね、1階に入られたときのその状況、椅子やテーブルの、まず数はどれぐらいの量の椅子・テーブルがあって、どれぐらいの作業をされたんでしょうか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 申しわけないですけど、そこまでちょっと覚えておりません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 で、もう中に入られて、ぱっとお感じになったのは、もうかなり、何ていうんですかね、そういうのが散らかったというか、そういう状況だったんでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 散らかっている状態ではなかったような気がします。もう中は薄暗かったんで、はっきり覚えてないんですけども、テーブル・椅子、積まれている状態のものを移動したと

いう記憶があります。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。今薄暗いというようなお答えあったんですけども、そのときの照明はどういうような形でついていたんでしょうか、御記憶あればですけども。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 照明のほうはついていなかったと思います。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 照明はついてなくて、まあまあ薄暗い中で、何か、じゃあ懐中電灯のようなもの、それか投光器、そういうようなもので明かりを補助して作業されたんでしょうか、いかがでしょう。

○橋本委員長 北条参考人。

○北条参考人 いえ、そういう照明器具は使いませんでした。

〔「はい、ありがとうございます」と石原委員発言する〕

○橋本委員長 じゃあ、ちょっと確認します。自然光、自然の明かりでもって作業を進めたというところでよろしいんでしょうか。

北条参考人。

○北条参考人 はい、そのとおりです。

○橋本委員長 関連質問を希望される方おられませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、以上でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、それでは、以上で北条久氏に対する意見聴取は終了しました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前 11時28分 休憩

午後 1時00分 再開

○橋本委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

皆さんにお諮りをいたします。

\*\*\*\*\* 参考人の意見聴取（清水道起氏） \*\*\*\*\*

13時から参考人として招致しておりましたシミズミチノリ氏が、現在の時刻に至るも、まだお見えになっておられません。

次の13時40分からの予定の宮本数敏氏に関しては出席をされるということでございますので、10分前においでくださいとの案内をいたしておりますので、宮本氏が出席されましたら、

時間を早めて参考人招致を行うとして、とりあえず今現在シミズミチノリ氏がおりませんので、再開したばかりではございますが、休憩をして、次の宮本氏が来られるまで休憩をいたしたいと思いますが、——来られた。

休憩いたします。

午後 1 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 0 2 分 再開

○橋本委員長 再開いたします。

ただいま参考人として招致しておりますシミズミチノリ氏が今和気のあたりを走っておるということで、ちょっとおくれると、ちょっとというのがかなりおくれるんじゃないかなと思うんですが、来られたら早速再開をするということによろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、到着されるまで休憩をいたします。

午後 1 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 2 8 分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、早速でございますが、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料 5 の意見を聴こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は、1 件ずつ、委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第 100 条第 3 項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えをいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は、挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず、参考人は清水道起さんとお読みするんですか、これは。

清水参考人。

○清水参考人 はい、そのとおりです。

○橋本委員長 ミチオキさんですね。大変失礼をいたしました。召喚状にはシミズミチノリということで書いておったかと思うんですが、大変失礼をいたしました。おわびをいたします。

それで、参考人は、かつて備前自動車備前教習所、もしくは勝英自動車学校、もしくはウエストジャパン興業株式会社の従業員であったことがございますか。

清水参考人。

○清水参考人 勝英ではないです。

○橋本委員長 勝英ではない。

○清水参考人 ウエストジャパン興業の中の備前自動車備前教習所。

○橋本委員長 ということですね。

○清水参考人 はい。

○橋本委員長 ありがとうございます。

それではですね、どなたかの指示によって、旧アルファビゼンで片づけもしくは備品類の撤収等の作業に従事したことはございますか。

清水参考人。

○清水参考人 はい。

○橋本委員長 それらは、いつごろ、あるいは延べで何日ぐらい作業をされたか記憶にございますでしょうか。

清水参考人。

○清水参考人 はっきりとした期日は覚えてません。

○橋本委員長 大体で結構ですが。

○清水参考人 大体2週間ぐらいだったと思います。

○橋本委員長 2週間ぐらいね、はい。

それらの作業について、いろいろな備品類を、例えば机とか棚とかそういうものを撤収、つまりトラックに乗って建物の外へ持ち出したというような作業に従事されたことはございますか。

清水参考人。

○清水参考人 持ち出すことはなかったです。

○橋本委員長 はい、じゃあ、確認をいたします。その建物の中でそれらの物品を移動したと。ただし、それらを建物の外に持ち出して、どっかへ移動させたということはないということでしょうか。

清水参考人。

○清水参考人 はい。

○橋本委員長 はい、それじゃそのように。

以上が1点目の私からの質問でございます。

関連する質問を希望される方は、挙手の上お願いをいたします。

田原委員。

○田原委員 御苦労さまです。延べ2週間ぐらいということなんですが、我々が今まで百条で調べてる中で、アルファ内での作業っていうのは、まず片づけを、NPO片上まちづくりの人たちがあの中で片づけをしたという作業と、それから今度は、野菜工場をつくる、その準備に行ったということと、それからその野菜工場を撤収したという3つの作業があるんですよ。その中で、延べ2週間というその中で、清水さん、おたくはどういうことのとときに行かれたんでしょう。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 私はですね、荷物の搬入ですね。本棚とか、あと漫画、雑誌ですね、そういった搬入作業がメインだったと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それじゃ、NPO法人片上まちづくりが片づけをして、いつまでですかね、その野菜工場をするまでに、あそこでいろいろな、市民の人に開放してた、そういう時代に、本を持っていったり、遊具を持っていったり、そういうふうな搬入作業に従事されたと、こういうことですか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 開放される前だったと思います。私は、バザーを開くためって聞いているんですが、その準備のためにちょっと荷物を入れるのを手伝ってほしいと言われました。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかに関連質問希望される方はおられませんか。

はい、どうぞ。立川委員。

○立川委員 延べ2週間ということだったんですが、大体1日の時間とすればですね、午前中とか、午後からとか、一日中とか、それはどうでしょう、どれが一番多かったんでしょうかね。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 まちまちでした。

○橋本委員長 立川委員。

○立川委員 一番多かったのはどうでしょう、午後から、午前中。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 はっきりと覚えてないんですが、会社のほうの教習の合間にこう手伝いに来るとい形でしたんで、そうですね、ばらばらだったと、どっちが多いかというたら、ちょっと余りよく覚えてないですね。

〔「はい、ありがとうございます」と立川委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 バザーの品物搬入ということなんですが、その作業指示はどなたがされて、どこか



ら搬入されたんでしょう。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 私は、勤めていた会社の管理者から指示を受けて、そうですね、漫画の本とか、その会社で購入しとったかよくわかりませんが、それを、何か本棚をつくって、それを並べるとか、あと、舞台装置ですかね、それを設置するのを手伝うようにという形でしたね。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 管理者っていうのは木村さんでしょうか。

〔「ああ、そうです、はい」と清水参考人発言する〕

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、一緒に仕事された、2週間ずっと本棚やなんかしたことじゃないと思うんですけども、どういう人方とされたんでしょう。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 その都度、人員が入れかわり立ちかわりで、大体まあ一緒になってた人が石野さん、それから木村管理者の息子さん、それからあと、誰だっけな、名前が出てこん。誰だっけ、今まだされとるかどうかわからんですけど、下津井のホテルで今管理されよった、誰やったかな。

○橋本委員長 増田さんですか。

○清水参考人 増田さんじゃ……。

○橋本委員長 はい、増田さん。そういう方々とおったということですね。

○清水参考人 はい。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 2週間で手伝いして、本棚、漫画などを並べていたというようなこと、それから会場の設営も幾らかしたということですけど、少し参考までに聞くんですけど、それはですね、NPO片上まちづくりの事業の援助というふうに理解したらよろしいんでしょうか、それとも株式会社まちづくりのほうの……。

○橋本委員長 備前まちづくり。

○川崎副委員長 備前まちづくりのほうの手伝い、どちらの手伝いであったんでしょうか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 私は、手伝いに行かされている当時は、まちづくりとか、どういったものに行くとかというのは聞かされてなかったです。ただ、バザーの準備としか聞いてなかったです。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 先ほどからの発言によりますと、2週間、そういうバザーの準備ということで、清水さんは、実際には契約解除で撤収するわけですけど、そういった段階では一切、準備段階に2週間手伝っただけで、撤収段階での作業なんかは一切やってないというふうにとれるんで

すけど、そのとおりでしょうか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 よろしいか。

○川崎副委員長 結構です。

○橋本委員長 ほか、よろしいか。

石原委員。

○石原委員 御苦労さまです。2週間程度ということなんですけれども、清水さんがですね、旧アルファビゼンに作業に行かれた際、どういう形で行かれたのか、皆さんとおそろいで、朝からきょう頑張りますという形で行かれたのか、それか途中から加わられたのか、ちょっとわかりませんが、そのときに、あの施設の鍵はどなたがあげ閉めをされたり、持たれとったというのは御記憶ございませんでしょうか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 たしか木村管理者の息子さんだったと思います。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。それから、もろもろの物品を搬入、施設内へ運び込まれたとのことなんですけれども、そういう荷物があの施設に届いて、搬入をされる際には、どの、何いうんですかね、玄関からとか、裏のシャッターのところとか、わからないんですけれども、どの搬入口から主に搬入していたというようなことはわかりますでしょうか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 裏側になる、北側ですかね、北、北西……。

○橋本委員長 西側じゃないですか。

○清水参考人 西の電動シャッターのある側だったと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、委員長のほうからちょっとお尋ねをいたします。

延べで2週間ほど作業に従事されたとのことなんですけど、そのときには、後ほど野菜工場の責任者の格好になる幡上さんとかという方はおられませんでしたか。

清水参考人。

○清水参考人 そのときは存じてません。

○橋本委員長 それならば、NPO法人や、あるいは備前まちづくりのそれぞれ役員であった本郷さんという方がおられるんですが、この方も、あなたが行った2週間ほどの間には一度もお見受けされてないでしょうか。

清水参考人。

○清水参考人 見かけてないと思います。

○橋本委員長 はい、わかりました。

ほかに関連質問ございませんか。

石原委員。

○石原委員 清水さんが、その2週間の間、搬入等作業されたのは、フロアでいくとどのフロアになりますか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 1階部分だけです。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい。

○橋本委員長 それでは、2点目以降の質問に移りたいと思いますが、まずお尋ねをいたします。

清水参考人は、株式会社備前まちづくりという法人の存在については認知されておられますでしょうか、知っておられますでしょうか。

清水参考人。

○清水参考人 全く存じてません。

○橋本委員長 全く知らないということであれば、2番、3番、4番、5番の質問も割愛をいたします。知られないということで、株式会社備前まちづくりは知らないということですので、割愛をいたします。

次に、最後の質問になろうかと思うんですが、本旧アルファビゼンの建物内の電線が大量に盗難に遭っているということは、清水参考人は何らかの方法で、あるいは新聞報道、あるいはマスコミ報道等で知っておられますか。

清水参考人。

○清水参考人 新聞で知りました。

○橋本委員長 その盗難事件が発覚後、あるいは新聞報道なされる前でもいいですから、備前警察署から事情聴取、本件に関して事情聴取等を受けた覚えはございますか。

清水参考人。

○清水参考人 はい、受けました。

○橋本委員長 受けたということですね。

関連質問を希望される方は。

じゃあ、川崎副委員長。

○川崎副委員長 確認なんですけど、2週間、1日というより、仕事の合間に手伝に行っただけということですが、その2週間、14日ぐらいになるんですけれども、その間にですね、お手伝いに行っただけではなく、NPO法人の方、または株式会社まちづくりの方と一緒に作業をしたということがあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 一緒に行った方以外の方とは仕事をしてなかったと思います。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 ですから、当然仕事の、業務の関係は、同じ仕事仲間ですから、顔見知りでわかると思いますが、作業してる間、全く声もかけなかったにしても、そういう全く知らない方がアルファを出入りしたということも、そういうことが見当たらないというんですか、見たとか、そういうことも、事実もないんでしょうか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 知らない人の出入りはなかったです。

○橋本委員長 よろしいか。

○川崎副委員長 わかりました。はい、結構です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 搬入または舞台装置いろいろしてましたけども、その当時の照明というか、中、通常真っ暗なんですけど、そのときの照明はどういう状況だったんでしょうか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 私が手伝いをしていた当初は、照明もつきましたし……、

〔「ああ、そうですか」と田原委員発言する〕

普通に電気入れたらつきましたし、電動シャッターも動いてました。

○橋本委員長 照明はついてた。

田原委員。

○田原委員 最後に、備前署から事情聴取受けられたっていうのは、その時期はいつごろでしょうか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 その新聞報道があつて大分たった後ですね。

○橋本委員長 何年何月ごろまではわかりませんか。大体でいいです。

○清水参考人 備前市の方が、そういうちょっと内容を聞かせてほしいんですけどって私んちに来られて、それから数週間後ぐらいだったと思う。

○橋本委員長 ちょっと確認します。備前市の担当者がまずもって清水参考人のところに来られて、その間の状況を尋ねられたんですか。

○清水参考人 詳しい状況を尋ねられたかどうかはちょっと覚えてないですけども。

○橋本委員長 ちなみに、そのときの市の担当職員の名前はわかりますでしょうか。

清水参考人。

○清水参考人 名刺をいただいていたと思うんですが、ちょっと今手元に。

○橋本委員長 後刻でも結構ですので、帰られて、そのときの名刺があつたら、また御一報いただけたらと思うんです。

田原委員。

○田原委員 記憶で結構です。それは、川平、濱山、中島、竹林。はい、結構です。

それで、市の職員がお宅へ行かれた、その数日後に備前署から来られたと。それは去年のことじゃないんですか、それとも盗難事件発覚された5年前なんでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 清水参考人。

○清水参考人 去年の、去年です。

○橋本委員長 去年ですね。それで、警察の事情聴取も去年のことですね。

清水参考人。

○清水参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 よろしいか。ほかに関連質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、以上で清水道起氏に対する意見聴取は終了いたしました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後1時50分 休憩

午後1時54分 再開

○橋本委員長 それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 参考人の意見聴取（宮本数敏氏） \*\*\*\*\*

それでは、宮本数敏氏に入室いただきます。どうぞ。

前の方と同様、補佐人の方の同席を希望されておりますので、許可をいたしました。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、そのように進めさせていただきます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料6の意見を聴こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は、1件ずつ、委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありません。

んが、真相究明を図るためにも、誠実にお答えいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は、挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言を願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず、宮本参考人は、備前教習所の従業員ですか。

宮本参考人。

○宮本参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 これは、ウエストジャパン興業株式会社の社員でもあるということなんでしょうか。

宮本参考人。

○宮本参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 わかりました。それで、旧アルファビゼンという建物の中で、いろいろな片づけの作業あるいは備品類の撤収、つまり建物から持ち出す作業、そういったものに、作業に従事をされたことがございますか。

宮本参考人。

○宮本参考人 はい、あります。

○橋本委員長 ありますか。それは延べで何日ぐらいの作業量であったか記憶にありますか。

宮本参考人。

○宮本参考人 はっきりとしたことはわからないんですが、古い話で。恐らく3カ月、4カ月間だったんじゃないかなと思います。

○橋本委員長 三、四カ月ですね。

それらの作業については、建物の中だけで片づけたもの以外に、中の備品類、例えば野菜工場等をあそこでやっておったんですが、それらにかかわる備品、棚とかそういったものを建物外へ持ち出した記憶はございますか。

宮本参考人。

○宮本参考人 片づけをしましたんで、持ち出しました。

○橋本委員長 で、それらの中に、野菜工場で使っておった電線はさることながら、他の電線等を持ち出した覚えはございませんか。

宮本参考人。

○宮本参考人 ありません。

○橋本委員長 以上が委員長からの1点目と2点目の質問でございます。

補足質問あるいは関連質問を希望される方はどうぞ。

田原委員。

○田原委員 三、四カ月間お手伝いに行かれたそうですけども、その時期なんですけどね、今までこの百条委員会でいろいろお尋ねしとるんです。そういう中で、まず手伝いに行かれた方は、あそこの中の片づけ、掃除を含めて中の片づけ、それからその野菜工場をつくる準備のお手伝い、それから最後の撤収のお手伝い、大きく分けて3つあるんですよ、あそこの中で、ウエストジャパンなり備前自動車教習所関連の皆さんの手伝いは。あなたはその3つの中のどれに参加されたんでしょう。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 3つとも全て参加しました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ああ、そうですか。その作業指示は、木村管理者からでしょうか。そこへ手伝いに行けという指示はどなたから受けられたんでしょうか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 木村君のほうですね。野菜工場かなんかされとった木村君のほうから。

○橋本委員長 木村管理者の息子さんということよろしいでしょうか。

○宮本参考人 そうですね、息子さんです。はい。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 木村さんの息子さんは勝英自動車のほうからの人で、直接備前自動車教習所の管理者はお父さんのほうじゃなかったんでしょうか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 その当時、私も勝英自動車学校のほうの所属だったと思うんで。

〔「ああ、なるほど、なるほど」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 当時は勝英ですね、はい。

よろしいか。

田原委員。

○田原委員 それで、3つの作業、大きくわけて作業の中、それぞれお手伝いされたということなんですけども、それぞれの中で一緒に仕事された方がおられたら教えてください。

○橋本委員長 個人名を上げられるんですか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 はっきりとは覚えていないんですが、木村管理者の息子、それから増田君、あとはその他備前の職員の方、はっきりとは名前はまだ、誰がとは覚えてないです。この2人は覚えてますが。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それでですね、現場に到着しますよね。それで、作業はどなたが指示、直接作業指示されるのは、きょうはこういう仕事しようじゃないかとか、そういう指示はどなたがされてた

んでしょう。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 木村管理者の息子の木村君ですね。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 先ほど清水さんは、自分たちは行ったら、自分たちで適当にやっと思ったんだということなんですけど、やっぱり木村さんが指示されとったんですね。

○橋本委員長 木村氏の息子さんですね。

〔「息子さん、息子さん」と田原委員発言する〕

宮本参考人。

○宮本参考人 僕の場合はそうですね、息子さんが指示です。

〔「はい、わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 先ほどの清水さんの話では、片づけ、準備段階ということで、NPOの方も株式会社まちづくりの方もほとんどいない状態でアルファの中での作業をしたということでした。それも、短い、2週間程度だったということですが、宮本さんの場合、三、四カ月で、最初から最後までかかわってるということでしたが、その三、四カ月の間に、NPOの方または株式会社まちづくりの、備前の教習所の職員でない方と一緒に作業したことはありますでしょうか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 それ、僕の場合はなかったと思います。

〔「わかりました」と川崎副委員長発言する〕

○橋本委員長 確認をしますが、あなたが作業をやられた三、四カ月の間に、見たことも聞いたこともないような人があそこへ出入りしたというようなことはないということでしょうか。

〔「はい」と宮本参考人発言する〕

わかりました。

田原委員。

○田原委員 それでね、野菜工場の準備、手伝いに株式会社ミズシマさん、ミズシマというところが実務をされたという証言いただいているんですが、それは御存じですか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 ミズシマさんは知ってます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 じゃあ、一緒に仕事された人がおるといことですね。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 材料をそのミズシマさんから買ったと思うんで、それで知ってるだけですね。

○橋本委員長 田原委員。



○田原委員 増田さんの証言だったと思うんですが、ミズシマさん、要するに株式会社ミズシマがやったんだと。作業は全部、その人手というか、作業は全て備自、備前自動車学校、備前教習所の者がしたんだというふうな証言いただいているんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 その株式会社ミズシマさんは、材料をトラックで運んできて、その積みおろしから、また撤収のときも、ミズシマさんの車でどなたも従業員は来られなかったのでしょうか。もう全て、積みおろしから搬入のとき、撤収のときのその持ち出しも、ミズシマさんところは運転手が1人来られたのでしょうか。そのミズシマというところがわからないので聞いておるんですけども、どんな会社かわからないんでね。そのミズシマというのは出ましたけど、1人来られるのか、車はどんな形で搬入されたのか。結構大きなアングルその他、私たちが現場見学行かせてもらったんですけども、かなりの量だと思うんですけども、その作業はやっぱり自動車学校の皆さんが手伝われたわけですよ。いかがですか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 私が行ったときには、もう材料は既に入った状態で、なのでその件はさっぱりわかんないです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 おたくが行ったときにはもう全て搬入されておった、その作業はどなたがされたのでしょうか。誰らがそれに携わったのでしょうか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 それに関して、だからわからないですね、行ってないんで。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 撤収するときはどうですか。もう野菜工場から、もうやめよう、じゃあ運ぼうと。一部はミズシマさんが持って帰り、細い電線は久々井へ持っていったんですよ。それは知らない。

〔「それは知らないです」と宮本参考人発言する〕

スクラップは金平さんが処分されたとかというのは聞いてるんですが、そういう仕事にも携わっていないんですな、宮本さんは。

〔「はい」と宮本参考人発言する〕

わかりました。

○橋本委員長 その他、関連質問ございますか。

石原委員。

○石原委員 きょうは御苦労さまです。

先ほど、延べですけれども、3カ月から4カ月ということで、かなりの長い期間の間にこの三、四カ月ということでしょうけれども、実際にじゃあ後半部分、野菜工場のあたり以降、野菜工場の準備等のあたり以降ではどれぐらいの期間というのはわかりますか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 正直わかりません。そんなに詳しくはわかりません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 古いことなんで、申しわけないんですけども。

それから、宮本さんが現地へ作業等で訪れた際にですね、その当時にあの建物の鍵はどなたが管理をされて、どなたがあけ閉めをされとったかというようなことはおわかりじゃないですかね。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 私が行ったときには、もう既に鍵はあいてる状態でした。帰るときは、もう誰かが閉めて帰ると。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。それから、しばらくあの施設で作業されとる期間の間ですね、例えば市の担当職員、市役所の職員が旧アルファビゼンを訪れて、何らかこう状況を見たり尋ねたりというようなことは見かけたりはなかったですかね、市の職員を。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 市の職員さんが来られたのは見たことはないです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 私たちも、あそこで野菜工場をしているということで、議会で視察に行ったんですよ。それで、そのときの説明は幡上さんと言われる備前市役所のOBの方がされてて、私たちは、てっきりその方が野菜工場の工場長だと、責任者だと思ってたんですよ、正直ね、百条立ち上げるときにもね。ところが、吉村現市長の証言では、いや、あの人は準備に来た期間社員で、大切な仕事はやってないんだと、契約社員だという表現をされてましたけども、あなたが行ったときには幡上さんおられましたか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 はい、いました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、実際幡上さんが作業指示されてたんでしょうか、木村管理者の息子さんが責任者というか、作業指示しとったんでしょうか、どちらでしょうか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 木村君ですね。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 もう一点、ほいじゃ委員長のほうからお尋ねをいたします。

NPO法人あるいは株式会社備前まちづくりの両方の役員でありました本郷さんという方は御存じでしょうか、参考人は。

宮本参考人。

○宮本参考人 本郷さんは知ってます。

○橋本委員長 その本郷さんは、この旧アルファビゼンの建物の中でどのような位置というんですか、役職というんですか、そうであったのか御存じでしょうか。

宮本参考人。

○宮本参考人 見た事はないですね、建物の中ではね。

○橋本委員長 建物の中ではごらんになったことはない。はい、わかりました。

その他の関連質問ございませんか。なければ最後の質問に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

最後、本件建物、つまり旧アルファビゼンの中の電線が大量に盗難に遭ってるということをお耳にされとると思いますが、それは新聞報道等で知られましたか。あるいは別の方法で知られましたか。

宮本参考人。

○宮本参考人 警察の方に、職務質問というかね、行って話をしたんで、そのときですね……。

○橋本委員長 事情聴取ということですか。それまでは全然御存じなかったということで……。

○宮本参考人 ええ、知らなかったです。

○橋本委員長 知らなかったということで、初めて事情聴取を受けた段階で、そのようなことになっておるということを聞かされたということですか。

○宮本参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 わかりました。

この件に関しての……。

〔「いつごろ事情聴取受けたか」と呼ぶ者あり〕

いつごろその事情聴取は受けられたか、時期的なものは覚えてないですか。去年、あるいはおとし、あるいはもう5年ほど前、はい、そこら辺の特定については。

宮本参考人。

○宮本参考人 1年ぐらい前だったと思います。

○橋本委員長 1年ぐらい前ね。

それまでは、旧アルファビゼンの建物の中から電線が盗難に遭ったというふうに、それまでも新聞報道されとったと思うんですが、それは全然御存じなかったんでしょうか。

宮本参考人。

○宮本参考人 はい、そうです。

○橋本委員長 わかりました。

田原委員。

○田原委員 去年初めて知られたということなのですが、おとしぐらいから看板が出てましたわな、片上の町に。あそこへ、※※※※※教習所の元職員だとかというていっぱい書いてますわね。あんなん見られて、それでも余り関心なかったんでしょうか。うちの仲間がああいうふうに言われとるいうたら、普通なら腹が立って、何言うとるんならというようなことは、同僚の人たちとかね、まして社長さんとかという人は、やっぱり普通ならおかしいじゃないかとか、そういう話題とかね、抗議とかというような動きはなかったですか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 会社内ではそういうのはなかったと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 いや、〇〇自動車学校も、〇〇教官何とかとかね、ああいうふうに書かれて、まるで泥棒扱いみたいな書かれ方しとったじゃないですか。ああいうことについて、迷惑だとか、名誉毀損だとか、そういうような動きはなかったですか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 なかったと思いますね。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 最後に、今の所属はどちらですか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 ウェストジャパン興業です。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 ということは、きょうは工作中ということですよ。

〔「はい」と宮本参考人発言する〕

御苦労さまです。それで、きょうこうして出頭してくれてるんですが、今聞かれたようなことの中で、わざわざ弁護士さんまでつけられてね、介助人いうんか、付き添いが来られとるじゃないですか、ねえ。それはおたくが頼まれたんですか、会社ですか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 はい、会社です。

○田原委員 事前に話し合いはされるんですか、弁護士さんといろいろと。こうして弁護士さん、会社がつけられたんでしょう。それで、きょう来られとんですよ。きょう出頭するについて、弁護士さんと事前に何かレクチャーいうか、協議はされるんですか。されたんですか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 少しお話は聞きました。

○田原委員 おたくが聞かれたんですか、弁護士さんから聞かれたんですか。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 弁護士さんから少しお話を聞きました。

〔「ああ、そうですか。わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 ほかにございませんか。

石原委員。

○石原委員 7番に、ちょっと直接じゃない、ちょっとずれるかもしれないんですけども、先ほど来られた方の証言にもあったんですけども、警察署からの事情聴取のみならず、例えば備前市役所職員の側からですね、何か宮本さん御事情をとというようなことで、市職員から何らかのお尋ねがあったりということはないですか、今まで。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 ないです。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、全体通してなんですけれども、何かこう、あの建物の動きについてですね、かかわった方から何らかの御発言がいただければという思いでこの委員会に僕も出席しとんですけれども、宮本さんが携わられたその3カ月、4カ月の間にですね、何か不審なというか、ふだん見かけないような車がある日出入りをされたりとか、見かけないような人間が出入りをしたりとかいうような出来事はなかったですかね。

○橋本委員長 宮本参考人。

○宮本参考人 ないですね。

○橋本委員長 よろしいか。

○石原委員 はい、ありがとうございます。

○橋本委員長 それでは、以上でよろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で宮本数敏氏に対する意見聴取は終了しました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後2時20分 休憩

午後2時27分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

\*\*\*\*\* 参考人の意見聴取（中島和久氏） \*\*\*\*\*

次に、中島和久氏に入室をしていただきます。

どうも本日は、お忙しい中にもかかわらず、本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願い

願いをいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料の7の意見を聴こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は、1件ずつ、委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えをいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は、挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず、旧アルファビゼンの鍵の管理についてでございますが、中島参考人には、参考人として2回目の出頭ということで、大変ありがとうございます。

ただ、いろいろな参考人あるいは証人等々の意見を聞いてくる中で、果たしてこの建物にマスターキーが何本あったのか、何本貸したのか、何本返ってきたのかようわからんようになりまして、この際、もう一度当時の担当者をお呼びして尋ねようということで、2度目呼ぶことになりました。

まず、この旧アルファビゼンには、マスターキーと呼ばれる鍵が何本あったのか、そのうち案本をNPO法人片上まちづくりに貸与、貸し付けたのか、株式会社備前まちづくりにはそのうち何本か貸したのか、貸さなかったのか、あるいは最終期限で返却になったときにこの鍵が何本返ってきたのか、そこら辺の本数について詳しく教えていただけたらと思います。

どうぞ。中島参考人。

**○中島参考人** マスターキーですけれども、当時、鍵の貸し出しにつきましては、平成20年4月1日に貸しているということで資料を確認しております。

その中で、NPO法人につきましては、マスターキーは2本貸し出しをしているという記載がありました。

当時私は、平成22年4月から担当ということになりましたので、その貸し出し時の状況につきましてはよくわかりませんが、当時の担当者であった方、草加さんと高坂さんなら事情は知っているんじゃないかなとは思っております。

次に、株式会社備前まちづくりに鍵を貸したのかどうかという件につきましては、たしか株式会社まちづくりが又貸しをされた時期が平成21年12月から1月だったと思います。当時につきましても、私が担当ではございませんので、その鍵を貸したかどうかにつきましては私のほう

ではわかりません。

最終的に、マスターキーにつきまして、私も今の契約管財課でお聞きしましたところ、マスターキーは全部で10本ありましたということで、私もその数を一緒に数えて確認をしております。その中でですね、6本の束と2本の束、いわゆるリングで輪っかになってありまして、多分その2本がNPO法人から返ってきた、そして6本が備前まちづくりですか、から返ってきた、そして2本が市役所の手元にあったのではないかなというふうに思います。

当時、鍵を返していただいたときに、備前まちづくりからですね、確かにマスターキーがたくさん返ってきましたんで、どうしてこんなにあるのかなということで私も思いまして、お聞きしたところ、やっぱり出入りの業者の方がいるんで、合鍵をつくって渡していたというふうに言っておられたことは頭のほうには残っております。

**○橋本委員長** ちょっと確認をいたします。今現在、全部でマスターキーは10本あると。今現在ある。

中島参考人。

**○中島参考人** はい、契約管財課で確認しましたら10本。

**○橋本委員長** 今現在10本。

**○中島参考人** 今現在10本ありました。

**○橋本委員長** それで、NPO法人片上まちづくりに平成20年4月1日段階で賃貸借契約に基づいて貸与したマスターキーは2本であるということですね。

中島参考人。

**○中島参考人** そういう貸し出しの記録いうんですか、それがありますので、それにはマスターキー2本というふうには書いておりました。

**○橋本委員長** それを転貸借ということで、NPO法人が今度株式会社備前まちづくりに転貸借をしております。そのときに、鍵も、マスターキーも一緒に貸したものだと思われませんが、それを備前まちづくりのほうでコピーをして、つまりスペアキーとしてコピーをしておったということのようですね。どうですか。

中島参考人。

**○中島参考人** 事実につきましては、そこまでは確認できませんけれども、恐らく、その当時私は担当でございませんでしたんで、実際にどういう処理をされたのかわかりませんが、合鍵がたくさん返ってきましたんで、恐らくそうではないんじゃないかなというふうには思われませうけれども。

**○橋本委員長** もう一度確認します。返却の段階ではマスターキーが全部で何本返ってきたんですか。

**○中島参考人** ですから、2本と6本で8本。

**○橋本委員長** 8本返ってきたということは、2本は常に庁舎内、この備前の市役所内に2本はあったということで把握しとったらよろしいでしょうか。

中島参考人。

○中島参考人 そうですね、多分そういうふうになると思います。記憶がはっきりしてませんが、市役所もやはりマスターキーというのは保管しておかなければいけないということで、多分2本はあったんじゃないかなと思います。

○橋本委員長 とりあえず委員長のほうからはその程度にしまして、あと関連質問を希望される方、委員、おられましたらお願いをします。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 これまでのマスターキー含めてのアルファの鍵というのは11個返ってきたということですから、マスターキーが8個で、残り3個は個別の、マスターキーではない、個別のどっか、玄関かどっかのドアのみがあく鍵だと思うんですけども、その3個については、どういう鍵かどうかは調べておるのでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 11個というのは、わかりませんが……。

○川崎副委員長 これは、資料にも載ってますし、以前職員であったか、濱山君であったか誰だったか忘れましたが、私もそのとき確認の意味で、えらい多いなというようなことを質問した覚えがあって、たしか11個ということですから、マスターキー8本なら、個別キーは3本返ってきたということで、どういうところに使ってたキーなのかということと、今の発言ではですね、マスターキーを2本をNPOに渡したということですが、個別の3本のキーというのは一体どういう段階でどのように渡ったかは現状ではわかりませんか。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 大変申しわけないんですけども、11本というのは、ちょっと私もよくわかりませんが、私が確認したのは全部で10本で、実際に今の担当者にもお聞きして、全部とあえず調べてくれということで確認して、数を数えてみたら10本あったということでございます。全てマスターキーでした。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 当時の、平成23年の盗難事件発覚した6月、その2カ月後の8月29日にマスターキー8個、産業委員会で、その他の含めて11個が返却済みであるというようなことが時系列的に報告出ておりますし、たしか以前、ほかの職員が参考人で発言したときに11個と、相当貸し出したときよりも多いキーが返ってきたということで聞いておりますから、やはりその他の3個の鍵というのはどういう鍵であったかというのはひとつ確認する必要があるんじゃないかなと思いますし、いつ渡したかということも重要なポイントではないかなというふうに思います。いかがでしょう。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 そうすると、その分は小さい鍵かなにか……。

〔「いや、個別でしょう」川崎副委員長発言する〕



個別だと思いますけれども、その辺はちょっと確認できませんけれども。どうなんですか、ほかにショーウインドーかなにかあける鍵かなにかかもしれませんけれども、その辺は、申しわけございませんけれども、よくわかりません。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 いや、だから現部長として、10本のマスターキーは確認できたけれども、個別の鍵は現在、そしたらなくなってるというふうに理解したらいいんですか、それともその他いろんな鍵ということで、雑多にどっかに保管されてるというふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 小さい鍵も多分契約管財課のほうにあると思います。見たときにも、小さい鍵のようなものが何ぼかありましたんで、その鍵がどこの鍵かいうのはちょっとまだ確認はできておりませんけれども。

○橋本委員長 よろしいか。

○川崎副委員長 はい、結構です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 その鍵ですけれども、発覚後間なしの産業委員会ですか、そちらの平成23年8月29日の会議録をひもときますと、先ほど数は出ましたけれども、お返しいただいた明け渡しの際に預かった鍵が、中島部長御本人が御答弁されとんですけれども、「NPO法人側からマスターキーが2個、それからあわせて駐車場入り口電動シャッタースイッチボックスの鍵が2個、それからまちづくり側からマスターキーが6個、同じく駐車場入り口電動シャッタースイッチボックスの鍵が1個です」というような御答弁なんですけれども、これが合わせて11個なんで、これで解釈しておったんですけれども、いかがなんですかね。よろしいんですかね。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 そうですね……。

○橋本委員長 それのほう詳しいわね。

○中島参考人 そうですね。そこまできちっとあれば、10個……。

○橋本委員長 あんたが答弁しとん。

○中島参考人 私も、確認というんですか、今の担当者に聞きましたら、10本はありましたということで返事をいただいておりますんで、確認したら、6個の束と2個の束というのはございました。多分小さい鍵というのはそういったものだったのかなとは思いますが、どこの鍵かというのは、今の担当者に聞いてもちょっとよくわからないようなことも言っていました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。それから、返却時の御答弁も振り返りますと、中島部長、前回お見えになったときに、中島さんは幡上さんから鍵を返却していただいたんじゃないかなという記憶をたどっての証言がございましたが、それからその後出席された川平さんのほう

からは、川平さんのほうは、NPOの事務局をされとった宇治橋さんから鍵をお返しいただいたということで、それもあわせてお聞きしますと、じゃあどういう状況で返却があったのかなという疑念にかられるんですけれども、その状況をちょっと、返却時のことを御説明いただけたらと改めて思うんですけれども。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 当時は、私と濱山君と川平君と3人で、鍵を返却していただくということで、たしか6月14日でしたか、備前まちづくりから、相手が幡上さんだっと思います、から鍵を返却していただきました。そのときには、NPOさんにも連絡はしたんですけれども、たしか永井さんが病氣中に出てこれないようなことを聞いておりましたんで、当時は備前まちづくりの幡上さんから鍵を返却していただいたということで、NPOさんからについては、多分私じゃなくて、その担当者の川平君のほうへ直接お渡しをされたんじゃないかなというふうに思っております。

私は、宇治橋さんからは鍵をいただいた記憶はございませんね、ちょっと残ってないんで、わかりませんが。まあ担当者が2人と私と3人おりますので、その辺で、受け渡しについては、その人によって、NPOからは、宇治橋さんからは川平君のほうへ、それからまちづくりについては私のほうへということで、備前まちづくりにつきましては、現場で行って現場で鍵をいただいたんだっと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。中島部長は備前まちづくりさんのほうを御担当されたということで。じゃあ、その鍵を返却を受けたことに対しての、何ていうんですか、何月何日、合計何個受領しましたというような受領証のようなものは発行して相手側にお渡しをするというような、そういう流れというか、手続はあったんでしょうか、いかがでしょう。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 それはしてなかったように思い……。

〔「しとる」と呼ぶ者あり〕

してますかね。

〔「領収書がある」と呼ぶ者あり〕

ありますか。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 先ほど部長も言われたんですけど、平成21年12月に転貸借の契約結んで、株式会社備前まちづくりのほうが実際に野菜工場として動く日付が、きっかけの日は平成21年12月22日に契約を締結ということをやっておりますね。

そうしますと、ふと不思議に思うのは、実際はNPO法人はもうアルファから撤退してるという状況の中では、何でこの転貸借の契約書を結ばれる段階で、NPO法人からマスターキー2本

をなぜ回収しないのかなど。貸したまま持っとなら、それこそどこ行くかもわからないし、誰かがふいと利用するというような可能性もあるんで、少し市役所側の管理責任がそこでルーズだとかねえ、そういう話はこういう締結段階ではなかったんでしょうか。機能してないにもかかわらず、鍵を、マスターキーを渡したままの状態、完全撤退まで回収しないというのはちょっと腑に落ちないような気がするんですけど、どういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 私は、平成22年4月からですんで、その当時のことにつきましては、担当者が違いますんで、前任の担当者なんで、そちらのほうで聞いていただけたらと思います。

○橋本委員長 川崎委員。

○川崎副委員長 たしか前任は、高橋部長、竹林部長、どちらだったでしょうか。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 担当者ですか。部長ですか。

○川崎副委員長 いや、いうより、鍵の責任者というのは誰、竹林でしたかね、高橋でしたかね。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 竹林部長さんじゃなかったですかね。

〔「はい、わかりました、結構です」と川崎副委員長発言する〕

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 今回いろいろ、まず前回は証人、今回の参考人なんですけれども、ちょっとねえ、もう少し責任持って調べといてほしかったなという感情を持っています。

それで、我々百条委員会で調べとってね、野菜工場の責任者は、我々も委員会で視察したときに幡上さんやから、てっきり幡上さんが責任者だと思ってたんですよ。現場の担当者はどういうふうに思われてました。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 私も、連絡とるのは幡上さんだけで、そこにはずっと幡上さんがおられましたんで、幡上さんがやられると、責任者かどうかわかりませんが、主になってやられる方というふうには思っておりました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 私たちもそういうふうに思ってたし、工場長という紹介も受けた記憶あるんです。ところが、いろいろ百条で調べてみると、いろいろ聞いてみると、あの人は野菜工場を立ち上げるまでの契約社員であって、別に関係ありませんと、関係ないとか、重要な人じゃないんだと。本当は木村管理者の息子さん、この人が全て取り仕切ったんだと、こういうことだったんですよ、今現状の百条の調査の中ではね。そういうことについて、役所側の責任者としてあなたはどうか判断しますか。先ほどの鍵の返却も、木村さんじゃなしに幡上さんから返されたということなんです。その辺、どういうふうに感じられますか。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 木村さんについては、初めてここで聞きました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それでねえ、この間幹事会で、私、今回の鍵のことだけじゃなしに、今まで矛盾であったことを二、三、聞きたいというたら、幹事会で何遍も同じこと聞くなというて拒否されたんじゃないけど、ぜひ2点ばかり確認したいことがあるんで、許可願いたいんですが。

○橋本委員長 はい、どうぞ、よろしいです。

○田原委員 お願いします。事件発生時の対応なんですが、6月1日に自家発電を見に行ったということが監査のあれで出てるんですよ、避難場所のためにね、自家発が使えるかどうかということをお願いしてるんですよ。それは竹林部長も知らなかったということは議事録見たら出てくるんですけどね。それはそれとして、6月15日に事件が発覚して、7月6日に関係者呼んで現場確認をしてるということですよ。それで、そのときに、本郷さん、吉村市長、増田さん、幡上さん、この3人が行ってるんですよ、同席してますね、あなたも。その人たちは1階しか見てないというんじゃないけど、1階のフロアしか見てませんよという証言されてるんです、今まで。あなたたちは、6月5日にわかったと。それで、来てもらおうたんでしょ、その人たちに。あなたただけは、その7月6日にいろいろなところを見て、その関係のある本郷さんじゃとか吉村さんや幡上さんや増田さんにはその被害現場見せてないんですか。いかがでしょう。

○橋本委員長 ただいまの質問に関しては、本日は予定しておりませんでした。もし中島参考人のほうで答えができる範囲で結構ですので、お答えいただけたらと思います。あるいは拒否をされる場合も構いません。

どうぞ、中島参考人。

○中島参考人 当時はですね、現場、多分、どうだったかな、EPS、記憶がちょっと前後してわかりにくいんですけども、こういうふうになくなってるとい現場を見ていただいたような気がしますね。フロアを行ったような気がするな、どうだったかな。済みません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 今回は参考人でねえ、それを確認したかった。もうぜひ証人で再確認したいんですよ。泥棒されとんでしょ。泥棒されて、それまで借りてた人を現場を確認してくださいというて来てもらて、いや、うちは関係ありませんというて言うたからいうて、ああ、そうですかというて、普通は考えられんと思うんです。

〔「そうですね」と中島参考人発言する〕

こういうのがうなっとなですよ、これ見てくださいというて見てもらると思うん、私は。

〔「多分見てると思いますね」と中島参考人発言する〕

その確認をぜひしたいと思うんで、記憶があれば……。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 本当に記憶が余らないで、大変申しわけないんですけども、多分それは見ていただいているとは思いますが……。

〔「ですね。当然そうだと思います、常識的にねえ。もう一点確認させてください。」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 もう一点、きょうも、相手、貸した相手側は、全て弁護士さん同席されるんですよ、ねえ。あなたたちは、弁護士おらずにこうして出てきてくれとんですけどね。借りた側は、弁護士同席でこの百条委員会に来られるんですよ。

そこで、お尋ねですが、要するに善管義務違反ということで弁護士に相談行ってますよね。それで、川平さんは、誰が弁護士に会うたんですかというたら、それは中島課長と濱山でしょうと、こういう証言ですわ。それから、濱山さんはどうやったかな、竹林部長と中島さんでしょうと。ここでちょっとあれが違うんですわ、その証言がね。いずれにしろ、中島さんは弁護士さんと会われたということは濱山君も川平君も証言してるんですけど、それで弁護士は、損害賠償は、当然請求権はあるんだということをその弁護士は言うたということなんですけども、その辺の記憶はありませんか。

なぜしなかったのかというのはね、この間本議会で監査をしてもらおうというたら、賛成もらえなんだんですわ。これをぜひ監査にしてもらおう、その辺を、百条委員会じゃそこまでできませんからね、そこまで監査は。そやから、これはぜひ監査委員さんにその辺の監査をしてもらおうというて提案したけども、それは百条ですりゃええがないうて、してくれなかったんですわ。そやから、あえて聞くんですが、どうでしょう。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 多分、竹林部長さんとは、元、一緒に行った記憶はないですね。だから、私と……。

○橋本委員長 あなた単独ではあるんですか。単独で……。

○中島参考人 いえ、私は単独では行きませんからね。

○橋本委員長 弁護士と会った覚えはありますか、本件で。

○中島参考人 私は、何回かお会いしまして、そのときには、私と濱山君と、それから総務課の職員1人必ずついてきますんで、3人で行ってます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 大体弁護士さんと相談、おたくは課長でね、担当責任者、当然それには上司がおります。その上には市長がおるわけですよ。弁護士さんとかこういうような対応をしましたっていうのは当然報告がありますわな。その報告書は上げてますよね、当然。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 多分報告とか連絡とか相談はしてます。必ずしてます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 結果的にね、その報告書の中で損害賠償請求しなかったんですよ、備前市は。それは、やっぱり公平な第三者の監査で、それはなぜしなかったのですかというのは監査をしてもらわんといかんと私思うんよ、今後ね。そうしなかったら、これから、もう相手から取らんということになると、泥棒が捕まらなかったら、その損害賠償請求、誰にせんといかんかということになってくるんです、これからの展開の中でね。下手をすると、中島さん、あなたたちにかかってくるん、ねえ。誰がその請求しなかったのかという、その責任問題になってくるんよ、これから。刑事は時効になって、刑事になるかもしれんけど、民事事件というのはね、15年あるから、その辺があるんで、曖昧なことのしないように、しっかりそりゃ記憶をたどってはっきりした答弁をしてなかったら、曖昧で済まんと思う。その辺、忠告とあわせてねお聞きしときますが、いかがでしょう。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 そうですね、その辺の相談をして、上司に報告をしてますんで、するかしないかの判断は私どもでは判断できませんので、市の判断ですんで、その上のほうでどういうふうに判断されたかは、私どもはちょっとその辺は、中におります、なかったと思うんで、ちょっとその辺の判断はわかりませんですね。

○橋本委員長 ちょっと田原さん、論点がちょっとぼけてきたので、ちょっと整理したいんで、私が質問します。

まず、中島参考人は、当時担当者として、市のお抱え弁護士ですね、顧問弁護士のところに何を相談に行かれたんですか、まずその相談の案件をお答えください。

中島参考人。

○中島参考人 NPO法人が解散をするという文書をいただいて、その後、まあどういうふうな形で処理をしたらいいのかというような相談は行きました。その後、どういうこと言うたかな。

○橋本委員長 本盗難事件発覚後ですから、その段階ではもうNPO法人はもう解散しとったと思うんですが。ですから、先ほど田原委員が、善管注意義務違反で、その賃貸借をしておった相手側あるいはその連帯保証人に管理責任を迫及できないかということを相談に行かれたんじゃないですか。

中島参考人。

○中島参考人 多分そういったものは、多分書いて、パソコンで、相談した記録、全てではございませんけれども、こういったことを相談しましたよというのは、そのパソコンの中、いわゆるサーバーなんですけれども、そちらのほうへ多分残してると思います。

○橋本委員長 記憶にはございませんか。そのとき……。

○中島参考人 記憶は、行ったときに、どうだったかな、多分そういった、NPOにも、それから備前まちづくりにもあるような、現時点では犯人がわかりませんから、そういった責任はあるんじゃないかなというようなことを言われたような……。

○橋本委員長 あの、これは賃借人が履行しなければならない責任なんですよ、善管注意義務と

というのは、ですから、当時の賃借人というのは、NPO法人片上まちづくりなんです、備前市とは。ところが、もうその段階では解散しておりますから、その当時の連帯保証人であるウエストジャパン興業、そういったところに対して、あなた方がしっかり管理してくれてなかったからこんなことが起きたんじゃないですかということを、損害賠償請求するのであればね、そういうことを市の顧問弁護士に相談に行っておられると私は思うんですよ。そのときに弁護士の先生がどういうふうにお答えになったのか、そこら辺は記憶にございませんか。

中島参考人。

○中島参考人 当時の資料かなんかわかれば、それを見りゃ思い出すと思うんですけども、多分そういった相談は行ってます。

○橋本委員長 はい、わかりました。

田原委員。

○田原委員 ぜひ調べてください。というのはね、平成23年7月25日、起案日が。これは、ちゃんと私、漏えいしたもんじゃありませんので、ちゃんと開示請求したものですから、ここにちゃんと起案書が出ております。そこでね、備前署に被害届を提出してよろしいかということと、建物契約期間中に賃借人の管理責任について弁護士と相談して対処してもよろしいかという起案書が出とんですよ。それで、これは川平主査の起案書です。ずっと皆さん、管財も含めてね全部判こ押しとんですよ、総務課長から総務部長、副市長、市長までね。もちろん中島さん、あなたも見られてますね。そういうことなんで、当然弁護士さんと話ししとると思います。ですから、そのときの内容はしっかり調べておられて、自分の職責はここまでだと、そっから先は上の方ですということをやんとしてなかったら、今後損害賠償請求が降りかかってきますよ。その辺しっかり調べてください。

○橋本委員長 委員長の裁量で、本題の鍵のほうに戻りたいと思います。

ほかの方になければ、私委員長としてお尋ねをしたいんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、中島参考人にお尋ねをいたします。

先ほどマスターキーのことでいろいろと話がございましたが、まず鍵は、こういう不動産の場合、通例、鍵の受け渡し簿、つまりこれだけ賃借人に貸しますよと貸貸人が発行するんですけども、鍵を何本貸しますと。領収証と同じように、先方は鍵を何本受け取りましたというような書面の交付があるんですが、NPO法人とはそういうものがなされておるやに先ほど田原委員のほうから言われたんですが、これは見られた覚えはないですか。後々の担当者として。

中島参考人。

○中島参考人 NPO法人へ貸しましたと……。

○橋本委員長 貸しました……。

○中島参考人 それは見ております。

○橋本委員長 受け取り、はあ、はあ、はあ。じゃあ、鍵の受け渡し簿はあると。その際の記入

は、マスターキーが2本ということで、それ以外の記載はないということでもいいですね。

○中島参考人 はい。

○橋本委員長 はい、それで、ところが、返ってきたのが全部で8本とか、返却数が11個だとか、わけのわからんこと言うんですけど、あくまでも備前市は、NPO法人片上まちづくりに賃貸をしたものであるから、鍵も当然そのNPO法人から返ってこにゃならん。まあそのときに、もう既に解散をしておったから、その法人は存在してないにしても、関係者は当然おられたわけですね、先ほどの宇治橋さんのように。なぜにその方から全量を返還願わなかったのか、その備前まちづくりという転貸借を受けた側から返却されとるとするのは、私は実に奇妙に感じるんですが、いかがでしょうか。

中島参考人。

○中島参考人 その辺はですね、多分当日現場を確認して、鍵の引き渡しを受けますよといったときに、NPOさんは、当日は、永井さんですか、が病気で当日はそこへは立ち会えないようなお話を聞いておりました。ということで、備前まちづくりのほうから鍵の受け渡しを受けております。

で、さっき言われましたように、なぜにという、そこまでは私どもも思いもつかなかったんで、実際に使われてる備前まちづくりのほうから鍵をいただき、NPOも、多分川平君ですか、鍵をいただいたということじゃないかなと思います。

○橋本委員長 100歩譲ってですね、それが備前まちづくりから返ってきたものということなんでしょうけれども、市が当然その鍵を受け取ったときに、鍵の受領証を先方に対して発行すべきなんですよ、不動産の場合。それは、受領証は発行されましたでしょうか。当時は担当だったはずですよ。

中島参考人。

○中島参考人 当時は課長でしたんで、担当者は川平君と、ほんで濱山君でしたんで、どうですか、その辺の記憶はちょっと、申しわけございませんけれども……。

○橋本委員長 当時を振り返って、じゃあ後々、書類関係を調べてみてください。当然市としては、鍵を受け取っただけで、はい、受け取りましたということで、口頭だけじゃなくって、何らかの書面を先方に交付しておるはずなんですよ。そこら辺を調べておっていただけたらと思います。後日で結構です。

はい、私のほうからの質問は以上です。

ほかの方はございませんか。

石原委員。

○石原委員 この委員会の大きな目的の一つが、第1番目が、とにかくあの施設維持管理というところなんで、これまでの御答弁であったり、他の元担当しておった職員の方々の発言等をお聞きしましてもですね、何かこう記憶を頼りにというような、恐らくこうじゃったんじゃないか、だったと思いますというようなお答えしかいただけてないんですよ。結局、そのことこそが大



きな問題じゃないかなと。

以前もお尋ねしたかもわかりませんが、あの当時ですね、あれだけの大きな出来事が起こったわけですから、何月何日にこういう出来事、何月何日にどういう方、弁護士、警察、どういう方とのかかわりを持ってこういう話をした、そういうような流れを、一連のものを記録した資料というのは存在するのでしょうか、市役所内に。改めてお尋ねをしますけれども、いかがでしょうか。

○橋本委員長 中島参考人。

○中島参考人 当時は課長として処理してましたんで、私がそういった部分にかかわった分についてはパソコンへ、全てではございませんけれども、時系列的には記録しているというふうに思っております。

○橋本委員長 ちなみに、それらの資料については、本委員会が資料請求をしたら、別に出しても差し支えない資料なんですか。時系列の事実関係ばかりですから、個人情報等が入ってないんでしょう。

中島参考人。

○中島参考人 中身までは再確認しておりませんので、はっきりとここでいいとか悪いとかという事は申し上げられません。

○橋本委員長 わかりました、はい。

よろしいか。

石原委員。

○石原委員 今後、幹事会等でもお話もさせていただくなり、委員会としてどう資料を提示をいただくべきか、それからせつかくのこういう機会ですので、もうとにかく記憶を頼りであったり、そういうようなことで済ますべきじゃないと思うんです。少しでもはっきりしたことを明確にするのがこの委員会の目的ですんで、この場で申し上げるべきことじゃないかもしれませんが、先日お見えになった川平さんのほうは、個人的にメモであったり、カレンダーにつけると程度ですというようなお答えでした。それから、濱山さんのほうは、おっしゃったように、時系列的なものはあるけれども、細かいものはさあわかりませんというようなお答えでしたんで、もう本当にひとつ、担当部署、当時も振り返っていただいて、よく整理もいただいて、改めて資料をお願いをさせていただこう思いますんで、ぜひともその点を準備もいただいて、この場で明確なお答えができるように努めていただきたいと思います、はい。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で中島和久氏に対する意見聴取を終了いたします。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをします。

本日は長時間ありがとうございました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後3時14分 休憩

午後3時20分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

\*\*\*\*\* 参考人の意見聴取（竹林幸一氏） \*\*\*\*\*

それでは、参考人として竹林幸一氏に入室していただきます。

どうぞおかけください。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本特別委員会の出席請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、参考人に対する意見聴取を行います。

進め方ではありますが、資料8の意見を聴こうとする案件について意見聴取をさせていただきます。

質問は、1件ずつ、委員会を代表して委員長から行うことといたします。

なお、関連質問を希望される委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをいたします。

次に、参考人の発言についてですが、地方自治法第100条第3項に規定する罰則はありませんが、真相究明を図るためにも誠実にお答えをいただきますようお願いをいたします。

なお、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

最後に、御発言は、挙手の上、委員長の指名を受けた後、着席したままでマイクに向かって御発言願います。

それでは、委員長から質問を行います。

まず、旧アルファビゼンの電線盗難事件の件について、これらが事件が発覚したときの対応についてをお尋ねをいたします。

まず、参考人は、旧アルファビゼンで電線が盗難に遭っているということを何でお知りになりましたか。

竹林参考人。

○竹林参考人 これは、本会議の議員の方の質問で、そういうことがあり、それで課長が現場を確認した、そのことで知りました。

以上です。

○橋本委員長 それらを、じゃあ事件が発覚、つまりそのような被害に遭っているということがわかった後に、執行部のほうとしてどのような対応をすべきか協議をなさいましたか。

竹林参考人。

○竹林参考人 協議をいたしました。

○橋本委員長 その協議の結果は、どのような方向になりましたでしょうか。

竹林参考人。

○竹林参考人 まず、賃貸をしておる相手、片上・備前両まちづくりの代表者に確認をいたしました。そして、市内のスクラップ業者、ここへの問い合わせをいたしました。

以上です。

○橋本委員長 はい、わかりました。私のほうからのとりあえずの質問は以上ですが、関連質問を希望される委員の方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 借り受け人に問うのは当然ですが、業者へ問い合わせたということで、その結果はどういう結果だったのでしょうか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 知らないということでした。

○橋本委員長 よろしいか、川崎委員。

田原委員。

○田原委員 久しぶりです。いつまで在籍されてたんですかね、退職月日。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 12年の3月末をもって退職いたしました。

以上です。

〔「12年というたら平成の22……」と田原委員発言する〕

〔「4年前じゃから」と呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 平成12年でしょう。いやいや、違うわ。

〔「24年度」と呼ぶ者あり〕

〔「24年の3月末」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、今議会での質問があつて、チェックしたらわかったということなんです、その前の6月1日に、自家発電機の、要するにあそこが避難所として適当かどうかということで、自家発電所を見に行ってるんですよ、その危機管理室かなんかがね。そこで、自家発電所から各部屋に配電する電線が切断されてたということがわかったということなんですけども、それで6月14日にあそこを返してもらって、まあ盗難が発覚したということになってるんですけども、時系列にいけばね。6月1日の発電機のいろいろな部品等が破壊され、切断されてるといような報告はおたくにはなかったんでしょうか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 私にはなかったようにそのときは記憶しております。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 わかりました。それから、今賃借人に問い合わせた、それからスクラップ業者に問い合わせた、それは知らないということで、それっきりになってるんですが、なっとるんでしょうけども、盗難届をするのに、3カ月間おくれてるんですよ、警察へ届け出がね。その辺の事情については何かあったんでしょうか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 まず、関係者が知らないということで、警察に課長が相談したと思います。その中で、被害届、つまり被害額の算定、これに時間がかかったように思います。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 今から言うてもしょうがないことですが、この間、おたくの近所でこそ泥でまつぎデンキさんが盗まれたんですよ。そしたら、警察飛んできて、もう半日ぐらい現場検証してましたわ。これだけ大きな事件があるのに、3カ月間も警察が被害届、金額がわからんから見に来んということはちょっと想像ができませんのですけどね。何か感じませんでしたか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 私、警察のほうへは一度も行っておりません。担当課のほうが対応いたしておりまして、今言ったような事情でおくれておるといことしかちょっとわかりかねます。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それで、賃借人に、7月6日に呼んで聞いてるんですよ、その事情はどうでしたかと、返すときこういうようなことになっとんのですがいう確認をそのときしてるんですよ。それで、知らないいうて言うたということで、ああ、そうですかになってるんですよ、現状では。それで、記録を見てみると、おたくはその上司の部長として、そういう報告はどういう形で受けられてるんですか。口頭ですか、文書ですか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 基本的には口頭でございます。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それじゃねえ、盗難届を出すときに起案書が出てるんですよ。それは、盗難届を出してよろしいかということと、賃借人に対する善管義務についての損害賠償請求について弁護士と協議してもよろしいかという起案書が出てるんですよ。おたくも上司として捺印してるんですよ。それで、弁護士さんとは会われてませんか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 この件に関しまして、弁護士並びに警察署とは私は会っておりません。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 起案書に、弁護士と会うことに同意をされて、部下の課長が弁護士と協議をして、当然その結果については報告してるとは思いますけども、その報告は口頭ですか、文書ですか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 弁護士との、会って相談の結果というのは、ちょっと余り、口頭でも文書でもちょっと今記憶には残っておりません。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 上司であるおたくを飛び越して、これは産業課でなしに、むしろ管財だということで、総務とかそちらのほうと協議をして、あなたとは相談がなかったということが想像できますか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 本件に関しましては、課長と私、そして副市長、そこへの順序だって組織的に相談いたしておりました。そして、重要なことは庁議に諮り、詰めていったのが現状でございます。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 じゃあ、副市長はどなただったんでしょうか、庁議で協議した記憶はありますか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 当時の副市長は、森山副市長です。

庁議でこの件に関しまして詰めていった話はなかったと思います。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

じゃあ、ちょっと委員長のほうから1点御質問をさせていただきます。

まず、当時竹林部長は、被害現場は直接あなたの目で見られましたか。

竹林参考人。

○竹林参考人 これは、たしか当時の産業委員会と御同行して一緒に見た、この1回だけだと思います。

○橋本委員長 1回のみですね。

それで、先ほども当時の担当課長中島和久、当時の課長なんですけれども、賃借人であるNP  
O片上まちづくりや、それから転貸借を受けておった株式会社備前まちづくりのそれぞれの代表的な方をお呼びして、その被害の状況を説明したんですが、どうも余りその現場をつぶさには見せてないということをお聞きしたんですが、あなたはそのときには一切立ち会ってないというこ

とですね、ほいじゃ。

竹林参考人。

○竹林参考人 立ち会った記憶はありません。

○橋本委員長 もう担当課に全部お任せという格好だったんですか。

竹林参考人。

○竹林参考人 ええ、そのようでお考えしております。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 先ほど、元中島課長にお聞きしたんですけど、NPOへ2本のマスターキーを渡したとということですが、返ってきたのは8本だと。それも6本と2本と別々にどうも返ってきたようです。2本が8本になって返ってきたことに関して、市側として、担当部長として、そのことについてのこの疑問というか、論議というか、どうしてこういうことになったとか、そういうことについての議論なり、お互いの、執行部内部での論議というのはなされたんでしょうか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 特段の議論はなされなかったと思います。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

ほいじゃ続きまして、賃借人への対応について、もう若干踏み込んでおるんですが、先ほどの答弁も踏まえて、委員長のほうからお尋ねをいたします。

さまざまなことが本件に関して庁議で協議をされたということでございますが、賃借人、つまりNPO片上まちづくり並びに転貸借を受けておった備前まちづくりに対して管理責任を追究しようというような協議は庁議ではなされなかったのでしょうか、お尋ねをいたします。

竹林参考人。

○竹林参考人 特に議題としては上げなかったように思います。

○橋本委員長 それらの議題というのはですね、市長が、庁議の状況を私は詳しく知らんのですが、市長がこれについてどう思うかというような議題を上げてくるんですか、それとも担当部が、例えばこういう大変なことが起きておると、これらについては善管注意義務違反の疑いがあるから、賃借人に対してそういうふうな請求をしてもいいんじゃないかとかというようなことを担当部が庁議で上げるのが通例なんですか、どうでしょうか。

竹林参考人。

○竹林参考人 通例、担当部署から上がります。

○橋本委員長 ということは、その担当部署であるということになると、当時竹林参考人が部長をやっておられた、これは産業部ですかね、部の名前は。ちょっと機構改革がいっぱいあったんでようわからんですけど、当時は何部というふうに言われておりましたかね。

竹林参考人。

○竹林参考人 産業部だったと思います。

○橋本委員長 産業部ですよ。産業部から当然それらのことを庁議に上げなければならない種類のものが、あなたの段階でとまったということでしょうか、それとも担当課のほうからそういう要求も一切なかったのでしょうか。

竹林参考人。

○竹林参考人 その段階にまだなかったように私の在職中は思います。といたしますのが、警察のまだ捜査が入っておると、その結果を踏まえてということになり、私も3月に退職いたしましたので、その間の議題に上げることはなかったと思います。

以上です。

○橋本委員長 2点目の件に関しても、賃借人への対応についてという点で、関連質問。

山本委員。

○山本（恒）委員 当時、市長とは、部長と、こんな大きいことになつとるというようなんではせられなんだんですか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 この件に関して、当時の西岡市長と2人で話したことはありません。全て副市長との相談だったと思います。

以上です。

○橋本委員長 山本委員。

○山本（恒）委員 ほんなら、副市長もやっぱし、余り事が大き過ぎて、黙っとったほうがええというような、そんな感じはあったんですか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 私の在職中は、警察の捜査結果を待つということが多々あったと思います。そういう気持ちが強かったと思います。

以上です。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

掛谷委員。

○掛谷委員 これは正式な文書ではないんですが、時系列の中でですね、1点お尋ねしたい。5月16日に、平成23年5月16日に、株式会社備前まちづくりに対して建物から撤去するよう伝えると、これが産業委員会の報告でございます。これはどういう意味でこの撤去を5月16日に、それからあとは、撤去が完了するのが、これが6月22日なんですけれどもね、盗難が発見されるのが6月15日になってるんです。だから、5月16日から6月22日、まあ約1カ月ちょっとあるんですが、まずは建物に撤去しなさいというふうに決めたというんか、誰がどのように決めて、誰がこのようなことをお伝えになったかということをお聞きしたいんですけれども。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 これは、NPOが解散をして、その結果、もう撤去というふうに市のほうへ申し入れてきたように思います。この一月の間に云々というのは、特段これとの関連性は余り思い当たりません。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

掛谷委員。

○掛谷委員 かなり1階で事業されるのに、いろんな人の参考人が、証人も来て、漫画本であるとか、スケートであるとか、かなりの事業をやったようです、私も余り詳しくは見てません。それで、5月16から1カ月間で急遽撤去をしたんだと思うんですけども、この辺のあたりのところの職員の、その作業を見に行ったとか、どういうふうな形で進んでいたのかとか、そういった、どういんですかね、撤去するまでの実態を把握していたような職員さんは誰なんですか。やってないんでしょうか。その辺はちょっと。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 当然、担当課、当時の、課長以下職員だと思います。そして、家賃の問題、これの回収も完了したということを知っております。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

○掛谷委員 はい、いいです。

○橋本委員長 ほかに、よろしいか。

石原委員。

○石原委員 先ほど、部内での協議であったりというようなことで、ほとんど部長を交えては担当課の中でも協議されてないように今捉えたんですけども、先ほど管理責任等、弁護士のお話もあったんですけども、これも平成23年の産業委員会で、当時産業部長の竹林さんが御発言なさったんですけども、「現契約の履行・不履行に関する問題を検討していかなければ、方向で進めていかなければならない。これに関して、明け渡しをして債権の請求の確定、こういうようなものが契約の履行、その中に今回送電線の切断という問題が出てまいりました。当然、その契約の中で、この賠償責任なり何なりと管理責任、こういうものが協議検討されるべきだと思っております」というような御発言がございまして。僕もその当時は一市民でございましたので、これを見て、その後どういような、部内で、部署で検討がなされたのか、非常に興味を持っておったんですけども、今の竹林さんのお話をお聞きしますと、何かこうあれだけの出来事に関して、何か意識が低いんじゃないかなという捉え方をしたんですけども。そういう捉えでしか仕方ないんですかね。何かこう、どう言っていいいんかちょっとあれなんですけれども、何か事件、出来事に対する姿勢の弱さといいますか、意識の低さというようなものを感じるんですけども。

それから、先ほど、ちょっと論点変えまして、警察の捜査を見守っていくというような中で退



職を迎えられたようですけれども、竹林さんが退職なさるまでの間に、約半年間の間に警察側から何か説明なり、報告なり、そういうものはあったのでしょうか、やりとりは、いかがでしょうか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 この件に関しましては、なぜあそこからああいうケーブルが、こそっと盗まれるような形ではないと思います。やはりプロ的な人が組織的にやったのかというような印象をまず受けました。したがって、警察へ委ねるしか方法はないと。警察の捜査がどのぐらい期間かかってどうかというのが私らもよくわかりませんでした。課長のほうからも少し返答がないということで、じわじわと延びたと思います。決してその責任を軽く考えたとか、そういうことはありません。やはり賃貸との契約者がありますから、結局その犯人といいますか、原因なり犯人、動機、これが明確になった上でその責任をきちんとしなければ、軽々に推測だけであれだろう、これだろうというのは、やはり市としてもいかがなものかなという思いはありました。

以上です。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 それから、課長にお聞きすべきなのかもしれませんが、多くのマスターキーが、2個だったものが、数が、スペアキーがつくられてふえておったということで、先ほど出入り業者の方なんか使ったというようなことも発言されたんですけれども、事件発覚後ですね、担当部として、お貸しをしとった両まちづくりからも事情を聞きましたというようなお話でしたけれども、そういう事情をお聞きする中で、じゃあ例えば片上まちづくりさんは、こうこうこういう業者さんもマスターキーを使ってましたとか、備前まちづくりさんのほうでは、これこれこういう業者さんが出入りの際に実際に鍵を持たれてましたとかという、そこまでのお話なんかはいただけたのでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 細かい、マスターキーが数が何ぼあってどうのこうのというまでは、私も後で聞いた話です。まちづくり、両まちづくりとは、やはり市とまちづくりということで、活性化ということを目的に、お互いこれ信頼関係で結ばれた一つの契約でもございます。したがって、余り疑ってかかるというようなことはなかったやに思います。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

じゃあ、委員長のほうから1点お尋ねをいたします。

先ほどの答弁の中で、警察の捜査結果を見てから賃借人への対応は決めていこうということで、とりあえずは見送っておったということのようでございますが、その結果として、時効、賃借人たちへの損害賠償の請求が時効を迎えてしまったわけですね。それらについて、これ結果論なんですけれども、当時の執行部として何ら責任は感じておりませんか。

竹林参考人。

○竹林参考人 時効がかかる、それまでに当然、市とすればやるべきことはやるべきだったと考えます。

以上です。

○橋本委員長 幾らかは反省をすところありということで認識をしとってよろしいでしょうか。

竹林参考人。

○竹林参考人 反省というよりも、その時効がなる手前で私も退職いたしましたので、それまでの話に議論が行かなかったやに、こう考えております。

以上です。

○橋本委員長 はい、わかりました。

田原委員。

○田原委員 その関連ですけどね、悪いのは犯人だと、ねえ。要するに盗難事件の犯人が悪いんであってというようなことで、賃借人への請求というのは見合わせとるんだという答弁だったと思うんですよ。これは、今調べてみると、いろいろ産業委員会でも、鍵の保管状況であったとか、その被害届をどうするんならというような形で、議会からかなり、6月に事件が発生して、7月の現場確認、8月の委員会でもそういうようなことを結構厳しく追及されとると思うんですよ。そういう中で、請求時効を迎えてしまったという、我々反省もあるんです。

そういう中で、これがねえ、9月にアルファ特別委員会というのをつくっとるんです。これは、むしろ事件の問題よりも、あとをどういうふうにして使うかということのほうに議論が行ってしもうとるんですね、正直。そういう中で、あれだけの被害を受けた中で、新しい借り主がそれをどう判断するかということなんですけども、その被害額が156万円ということなんですけど、その156万円の被害じゃないんじゃないかと、あれを復旧するとしたら1億円もかかるんじゃないかということについて、新しい買う人、借りる人、そういうようなことについてのマイナスについての議論というのは担当部長としてどういうふう感じてました。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 当時、警察への被害届、これ額の推定なりということで、スクラップ計算で出した額だと思います。で、この賃貸契約の中に、原状に復することで返すという1項目があったやに思います。その理論からいいますと、当然その原状に復するだけの額といいますか、設備を整えるのが賃貸借人との契約関係であろうと、このように考えます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ということは、当然担当部長としては、賃借人に対して損害賠償をするべきだという見解は持っておったという解釈でよろしいでしょうか。

○橋本委員長 「べきだった」でしょうね。

竹林参考人。

○竹林参考人 あくまでも文書による賃貸借契約書というものがあります。それに従って行うの

が市の当然の行為だと考えます。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 現実にはそれができてないんですよ。それで、1年間の時効が成立してしまったんです。それについての反省はどうですかということをお先ほど委員長が問われたんですが、いかがですか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 今になって思えばそう思いますが、当時我々は、警察の捜査の途中段階でも、何らかの出るんじゃないかという感覚でおりました。時効前でしたので、そこまで考えが至らなかったというのが正しいかもわかりません。

以上です。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 わかりました。もう一点、最後にお尋ねします。

沖田さんがアルファの特別委員会の委員長になったんですよ。その後、警察への被害届が出、当時、今度は製造業のA社から引き合いがあったということで、そっちのほうへもう話題がぱつと飛んでしもうとるんですよ。そのときに、相手側がね、電線復旧するためかなりの金がかかるといことの中で、これもその修理費等についての要求が当然あったんじゃないかと私は思うんですが、その辺の経緯はいかがですか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 たしか製造業の引き合いがあつて、委員会の中で議論した、その中で、そこまでの具体性のところまで話がいかなかったように記憶いたしております。

○橋本委員長 よろしいか。

田原委員。

○田原委員 3月16日のこれは特別委員会で、超合金リチウム電池製造業、当初20人から30人の企業ということで、将来は200名規模の会社になるんだというようなことであつたと思うんです。それで、改修費に約1億円かかってしまうんだと。機械設備に二、三億円かけてというような話があつて、最終的にはこれがペアになつたんですよ。おたくがもう退職してからですけども。そういう中で、最終的に折り合いがつかなかったということなんですけども、やはりこの被害が、復旧費が約1億円ということが障害になつたんじゃないかという、私は思ってるんですけども、いかがでしょうか。

○橋本委員長 竹林参考人。

○竹林参考人 成立しなかった理由はいろいろとあると思いますが、それも投資額の中の一つの理由かとも思います。

以上です。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 以上で終了したいと思いますですが、質疑漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、以上で竹林幸一氏に対する意見聴取は終了いたしました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は長時間ありがとうございました。

この際、暫時休憩をいたします。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

\*\*\*\*\* 証人尋問（本郷治雄氏） \*\*\*\*\*

証人尋問についてを議題とします。

初めに、本日举行証人尋問について、お手元に配付してあります資料2に基づいて説明をさせていただきます——あ、資料1についてですね。資料1、証人尋問についての留意事項ということで、はい。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることになっております。証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、公務員の職務上の秘密について尋問を受ける場合、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあったものが職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときは、その旨を申し出ていただきます。これら以外に証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、証人にはこの資料をもとに事前に説明を行っております。

それでは、本郷治雄証人に入室をしていただきますが、この際、暫時休憩いたします。

午後4時09分 休憩

午後4時09分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本特別委員会の出頭請求にお応えをいただき、まことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

これより証人尋問を行いますが、証言を求める前に、証人に申し上げます。証人尋問については、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ文書でお渡しをしたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。証人、御承知いただけましたでしょうか。

〔「はい」と本郷証人発言する〕

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めまして全員御起立を願います。

それでは、証人、宣誓書を朗読ください。

○本郷証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成29年1月11日。本郷治雄です。

○橋本委員長 それでは、着席をした上で、宣誓書に署名、押印を願います。

それでは、全員御着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席をしたままで結構ですが、発言の際は起立して発言を願います。

また、委員の皆さんに申し上げます。

本日は旧アルファビゼン盗難事件に関する調査事項について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより本郷治雄証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料2の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、1件ずつ、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望する委員は、委員長の許可を得てから行っていただくようお願いをい

たします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは本郷治雄さんですか。本郷治雄さんですか。

はい、証人。

〔「はい、そうです」と本郷証人発言する〕

ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については、事前に記入をしていただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

〔「はい、間違いありません」と本郷証人発言する〕

はい、ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては、委員会を代表しまして委員長から行います。

まず1点目、本郷証人は、NPO法人片上まちづくりの理事であり、株式会社備前まちづくりの役員であったということをお聞きをいたしておりますが、ウエストジャパン興業株式会社及びそれらの関連企業との雇用関係についてお尋ねをいたします。

ウエストジャパン興業株式会社もしくはそれらの関連会社と雇用関係があれば、その時期と期間についてお知らせください。いかがでしょうか。

〔「ウエストジャパンへ勤めとる期間ということ」と本郷証人発言する〕

そうですね。挙手をして、起立の上、発言願います。

本郷証人。

○本郷証人 ウエストジャパンへ勤めとった期間ということやろう、これ。勤めとりました。

○橋本委員長 はい、それはいつごろからいつごろ、大体でいいです。何月ごろから何月ごろの間、ウエストジャパン興業に勤めておられたんでしょうか。あるいはいつごろ退社をなさいましたでしょうか、そのウエストジャパン興業。

○本郷証人 三、四年勤めたんじゃから、いつごろ。

○橋本委員長 勤めた期間が三、四年で、いつごろやめられたかは御存じないですか。

○本郷証人 57、8じゃろうかな、やめたのは。じゃから、その前、三、四年勤めたということ。

○橋本委員長 ありがとうございます。お座りください。

1点目の質問については以上のとおりでございます。

関連する質問がある委員の方は、挙手の上お願いをいたします。

田原委員。

○田原委員 きょうは御苦労さまです。それで、NPO法人の理事になられたのは、どういうきっかけでなられたんでしょうか。きっかけいうか、何でここの理事になられたんか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 きっかけいうて別に、NPO法人のまちづくりをつくるから、その前からいろいろ区長をしたりして、その関係で、成り行きでこうなった。成り行きいうたら失礼かもわからんけど。要するに、区長やこうをしようった時分からの流れでやりました。

○橋本委員長 はい、よくわかりました。

ほかにございませんか。

そこら辺の身分関係、雇用関係については大体わかりますよね。

1点、委員長のほうから確認をさせていただきます、本郷証人。NPO法人片上まちづくりの理事になる前に、もう既に株式会社備前まちづくりの役員であったり、あるいはウエストジャパン興業株式会社の従業員であったということですね。いかがでしょうか。そこら辺の流れで、NPO法人片上まちづくりの理事に就任してほしいという要請を受けて受諾したということでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 そうだと思います。

○橋本委員長 はい、わかりました。

よろしいでしょうか。

田原委員。

○田原委員 今回の百条委員会の調査は、要するにアルファビゼンの盗難事件ということによるわけですが、まず本郷さんは、吉村さんが5,500万円を寄附したことによって備前市がアルファビゼンを購入したということ、それからその目的外使用というか、市があそこを利用せんから返してくれということで5,500万円を返されたという、その辺の事情は御存じですか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 返してもらいう話は聞いたけど、いつ返してどうなったかというのは知りません。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 寄附を吉村さんがされて、それを返されたということは御存じなんですね。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 いつ返したかというのは知りませんが、返したというのは知っております。

〔「わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。次の質問に移りますよ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは2点目、株式会社備前まちづくり役員へ就任をされたときの経緯についてお尋ねをいたします。

本郷証人は、株式会社備前まちづくりの役員でもありました。これは、当時代表取締役の吉村氏から要請を受けて役員に就任をされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

本郷証人。

○本郷証人 吉村さんに言われたのではなくて、永井氏と2人でよう活動しようりましたから、その流れでなりました。

○橋本委員長 株式会社備前まちづくりのほうなんですけれども、間違いございませんか。永井氏も株式会社備前まちづくりの代表的な方だったんでしょうか。

○本郷証人 そうです。だから、永井さんとわしがもういつもつるんどったから、つるんどったじゃねえ、一緒に行動しようったから、その流れでなりました。

○橋本委員長 ありがとうございます。そのあたりが3番目に入っておるんですが、NPO法人片上まちづくりの代表理事である故永井正人氏とは大変な懇意な関係にあったという先ほどの御証言もございましたが、その永井さんとの連携等についてですね、やはりこのNPO法人片上まちづくりへの役員の参入も、先ほど言いました株式会社備前まちづくりに役員になってくれというのも、故永井正人氏から要請を受けてだったというふうに判断しておったらよろしいでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 要請があったとかじゃなしに、もう言うたように、自然の流れでやろういうことです。

○橋本委員長 一緒にやろうじゃないかというような格好で、自然的にその組織に入っていたということですね。

〔「はい」と本郷証人発言する〕

ありがとうございます。

2点目と3点目は以上のようなことでございますが、関連する質問ございますでしょうか。

田原委員。

○田原委員 委員長、先ほどの株式会社備前まちづくりの代表者は永井さんということになっております。

○橋本委員長 ああ、そうですか。

○田原委員 ちょっとそれは訂正しとったほうがいいと思います。

○橋本委員長 はい、わかりました。

○田原委員 そういう中で、永井さんが代表取締役ということなんですが、実は本郷さんね、私はこう思うんですけど、最初は、NPOが行き詰まって、最初NPO法人であそこをやり始めたじゃないですか。それでもう行き詰まって、もう手を上げて、もう返そうということになりましたわな。その後、備前まちづくりが借りてくれて、それでその野菜工場をやり出したと。そのときに、私はこの株式会社備前まちづくりをつくったんかと思ってたんですけど、最初。ところが、調べてみると、設立は昭和20年1月ということなんですよね。その辺の……。

〔「昭和」と呼ぶ者あり〕

いや、ごめんなさい、平成。そやから、平成20年1月21日にもう既に備前まちづくりはできてたということになってるんですけども、その辺は御存じですか。



○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 そりゃ、まちづくりのほうが早いでしょう。NPO法人のほうが早いと。

○橋本委員長 いや、違うんです、逆なんですよ。

〔「えっ」と本郷証人発言する〕

逆なんですよ。

〔「NPOのほうが早いんですが、NPOがもう手上げる前に、もう既にこの会社ができたとということなんですよ」と田原委員発言する〕

〔「どっちじゃろうかなあ」と本郷証人発言する〕

○橋本委員長 田原委員、もう少し詳しく、ちょっと時系列で説明してあげてください。

○田原委員 NPOを立ち上げたのが平成19年なんです。それで、NPOが市から借りたのは20年の4月なんです。それで、行き詰まったのが21年の11月、もうようやっついていかんから返しますという言うたのが平成21年の11月なんですよ。ところが、この会社ができてるのは、その前の年の平成20年1月21日にもうでき上がってるんです。記憶ありませんか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 NPO法人のほうが早いでしょう。

〔「立ち上げは早いです」と田原委員発言する〕

はい。それから、事を起こすのにまちづくりいう会社ができたと記憶しとんどすけどな。で、いいんですか、それで。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それでですね、備前まちづくり株式会社、会社ができたのが、60株、300万円で資本金でできてる会社なんですけども、その目的がね、ビルの管理だとか、スポーツクラブだとか、それから公衆浴場とかいうような目的でつくられてるんですよ。ということは、将来アルファの管理を視野に入れてっていうかね、将来アルファビゼンを手に入れてとか、アルファビゼンを活用しようというような目的でつくられたような感じにこれ受けとめれるんですが、その辺の記憶はございませんか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 もちろんあれを借りて、片上をよくしようということで活動してきました。だから、いろんな企業にお願いに行っ、あっこへ入ってくれんかいうふうな活動をしょうりました。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ということは、当初から株式会社備前まちづくりという会社は、アルファビゼンを活用しようという形でつくられた、それが目的でつくられた会社ということでよろしいんでしょうか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 それでいいと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい、わかりました。

○橋本委員長 よろしいか、ほかの方も。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の質問に移ります。

続きまして、4点目のNPO法人片上まちづくりの事業内容と役割について、漠然とした質問なんですけど、御存じの範囲で結構でございますので、御説明をいただけたらと思います。今度は、NPO法人片上まちづくりはどのようなふうな目的で設立されたのか、どのようなふうな事業をやられたのかについてお尋ねをいたします。

本郷証人。

○本郷証人 NPO法人は、要するに片上地区を活性化させようという目的です。

○橋本委員長 どのような事業内容を行われましたでしょうか。

○本郷証人 事業内容。あのうアルファのことじゃなしに。

○橋本委員長 いえ、アルファのことで一応限定をしていただければと思ってます。

○本郷証人 片上の地区に祭りをしようとか、祭りをしたり、いろいろな、その事業の内容を言わにゃいけないのか。まあ要するに、人が集まる、祭りごとみたいなこともやりました。

○橋本委員長 土曜夜市みたいなこともやれたんじゃないですか。

○本郷証人 土曜夜市は、あれは昔からありましたけど、それに関しても何らかの協力はしました。

○橋本委員長 はい、ありがとうございます。

4点目に関しては以上のごとくでございますが、委員の方からの関連質問ございましたらどうぞ。ないようでしたら次に移ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、次の質問に移ります。

5点目の旧アルファビゼンの鍵の管理についてをお尋ねをいたします。

備前市の当時の担当者からの答弁によりますと、当初の賃借人であるNPO法人片上まちづくりに対しては、旧アルファビゼンの建物のマスターキー、どこでもオールマイティーの鍵を2本お貸ししたというふうに答弁をされておるんですが、それに間違いございませんか。あるいはそのときの受取人は永井さんですか、本郷さんですか。

本郷証人。

○本郷証人 ちょっとその鍵の、最初の誰にもろうたかというのはちょっと記憶にないんですけど、アルファの裏のほうから入っていったら、何か事務所みたいなんがありましたけど、何か管理するところが。そこへ鍵はぎょうさんありましたよ。しゃあから、どこのをわしゃもろたかわからんけど、1つはわし持っとりました。いつ呼ばれるかわからんので、屋上へ水をあげてくれえ

とか、それから何かかんか呼ばれることが多いかったから、鍵は1つ持っ取りました。それが、わしはこの管理事務所から、あったからそれを持ったんじゃないというような記憶じゃけど、最初誰からもろたという記憶はちょっとないです。

○橋本委員長 その本郷証人が持っておられたという鍵はですね、マスターキー、どこでもそれであけられるオールマイティの鍵だったのでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 そのとおりです。

○橋本委員長 先ほど証言をされました管理人室みたいところに鍵がぎょうさんあったというのは、それらは全て個別のキーじゃないんでしょうか、その中にマスターキーも幾つかまじっておったんでしょうか。そこら辺はわかりますでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 あったような記憶がありますけど。ちょっとそれは定かでないです。

○橋本委員長 はい、わかりました。鍵の件については委員長からは以上のとおりでございますが、関連質問ございますか。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 たくさん鍵があったということですが、NPOが利用するに当たって、その鍵は市に返したんでしょうか、それとも廃棄したんでしょうか、どう、どういう状態に、その後はどうなったんでしょうか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 鍵を返すとき。

○川崎副委員長 いやいや、NPOが借りて、本郷さんはマスターキーで中へ入ることができたわけですが、そのときに管理事務所に先ほどたくさんの個別の鍵が中心に、マスターキーもあったかもわからないけれども、たくさんの鍵があったということですが、その鍵はそのまま放置したんですか、それとも市に返したんですか、それとも処分したんでしょうか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 自分が使いよった鍵は自分らの事務所へ返したと思います。ほかの鍵は知りません。どこの鍵やらわからんから。

○橋本委員長 よろしいですか。

石原委員。

○石原委員 先ほど、事務所に鍵がぎょうさんあったということだったんですけども、どこのどういう鍵かわかりませんが、ぎょうさんのその数というか、どれぐらいの鍵が、明らかにその建物をあけ閉めする鍵がぎょうさんあったということで理解しとってよろしいんですかね。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 違います。そのアルファの中の設備、設備のところをあける鍵じゃろうと思います。

○橋本委員長 個別のやつですね。

○本郷証人 はい。あん中の施設をあける鍵じゃと思います。わしが持った鍵がぎょうさんあったというのは違います。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の設問に移りたいと思います。

株式会社備前まちづくりのほうです。その電気主任技術者についてをお尋ねをいたします。

まず、株式会社備前まちづくりで、旧アルファビゼンにおいて高压の受電の変更を平成20年4月1日に契約をされたということでございますが、契約内容の変更をですね、このときの電気技術主任者はどなたであったかは覚えておられますでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 知りません。

○橋本委員長 じゃあ、その次の高压受電契約を廃止したのが平成22年2月25日に高压受電契約を、中電との契約を廃止しております。そのときの担当者についても御存じありませんか。

本郷証人。

○本郷証人 はい、知りません。

○橋本委員長 それから、それらの分で、あと備前まちづくりが中心となって野菜工場を営んでおられたやに聞いておるんですが、そのときに別個に、備前まちづくりが別途で低压の受電設備を新規に細いケーブルを引っ張って受電契約を手續されておりますが、そのときの実務者、実務に当たった電気屋さんとはどなたがやられたかは御存じないですか。

本郷証人。

○本郷証人 知りません。

○橋本委員長 はい、6点目の電気技術主任者及びそれらの担当については、いずれも本郷証人は知らないとの返答でございますが、関連する質問があれば、希望される方がおられたらお願いをいたしたいと思います。よろしいですか。知らないということで、次にそれじゃ移りますよ。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次の設問に移ります。

旧アルファビゼンの施設の中にございました備品の処理あるいは搬出についてをお尋ねをいたします。

旧アルファビゼンの中にはいろんな備品があったということのようでございますが、それらを建物外へ、その処分という、スクラップ処分という格好じゃなくて、あるいはそれでもよろしいから、いろんな物品を建物の外に出されたことについては記憶にございますでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 はい。出しました。

○橋本委員長 どのようなものをどういうふうな形で出されたか記憶にございますでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 何かあつこに食堂やこうがあつたんですけど、そこを地区の人に出してもらって片づけて、三石の埋め立てへ持っていきました、はい。次入ってもらおう思うて、きれいにしとかにやいけん思うて、当分三石へ通いました。

○橋本委員長 それらについては、全て廃棄物、粗大ごみというような取り扱いで処分をしたということのようでございますが、スクラップ処理をするようなもの、あるいはほかで、いきで使うと俗に言いますが、テーブルであるとか椅子であるとかソファであるとか、そういったものをどっかへ持ち出したというような記憶はございませんか。

本郷証人。

○本郷証人 そんなことはしてません。

○橋本委員長 7点目については以上ですが、関連質問がある方はどうぞ。

石原委員。

○石原委員 食堂等を片づけされたということですがけれども、そのおっしゃる片づけというのは、もう平成20年4月にNPOさんのほうが借りられた直後にそういうような片づけをされたという理解でよろしいんですかね。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 そういうふうに記憶しております。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 ありがとうございます。

それから、ここに、質問の7に、備品等の処理、搬出とありますけれども、それからときが経過して、株式会社備前まちづくりさんのほうが野菜工場等を撤去して、処理、搬出ですか、そこらも含めて、備前まちづくりさんの撤去の際にも携わられたという認識でよろしいですかね。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 携わっていません。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 少し飛んでますが、かえってですね、いろんな形で、食堂関連を最終処分場へ、三石へ地域の住民と一緒に、協力していただいて運び出したということですが、我々がこの百条で聞いてる中ではですね、最初のアルファを借りてから、NPOが、整理整頓はですね、ウエストジャパン及び備前教習所の職員を中心にやったという発言がきょうもありました。ほとんどNPOの役員の方と現場では顔を合わせてないという状況の報告がありましたけど、実際のこの住民の方が片づけた時期と、教習所の職員がボランティア的に整理したり、また本棚をつくったり、漫画本を並べたり、それはもう完全に時期がずれて、アルファビゼン内で一緒に行動をともにしたということは全然なかったんでしょうか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 NPOとまちづくりが共同でいうこと。

○橋本委員長 川崎委員。

○川崎副委員長 今さっきの報告は、地域住民が中心になって片づけたという発言ありましたが、備前教習所の職員と一緒に片づけたという発言がありませんでしたので、ともに整理整頓なり、要らないものを片づけたとか、そういう行動をともにした時期はあったかどうかという確認の意味の質問です。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 地域の住民と一緒に行動したことはないです、ないと思います。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 先ほど、私は地域住民と片づけたというふうに聞いたんで、それは聞き間違いだとしたら、片づけは、ほとんど備前教習所またはウエストジャパンの職員と協力して片づけたという理解でよろしいのでしょうか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 それは、今言われよんのは野菜工場のほうのことかな。

[「いやいや、最初の借り入れたときに、食堂とかいろんなものを全部三石に持っていったと言われたでしょう。そのときはどういう方が片づけたかということです」と川崎副委員長発言する]

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 それは、だから地域の人に頼んで、それは教習所とは別です。片上地区の人に、あっこをきれいに片づけるからてごうしてくれいうて、ごみ持っていったと。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 私もそういうふうに理解したんですけども、きょうも教習所の方がボランティアで、いろいろ発言がありました。それは、当初の片づけの段階から参加してるというふうに私は現状認識してます。ですから、当然地域住民だけによって片づけたのではなく、協力して最初にアルファを利用するために整理整頓、片づけ、処分なりをしたというふうに理解したんですけども、それはもう全く整理整頓、廃止するものというのは住民だけでやったという理解でよろしいんですか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 だから、要するに、野菜工場のほうは全くしてません。アルファビゼンのその食堂とか、中に要らんもんがあるやつ、蛍光灯の切れたのとか、そういうものを片づけただけです。一緒には行動してません。

○橋本委員長 よろしいか。

ほかにございますか。

石原委員。

○石原委員 1点、申しわけないです。その食堂等の片づけの作業ですけれども、あの建物は、フロアでいきますとどの、例えば何階から何階ですよとか、どのフロアを作業されたという御記憶ございますでしょうか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 食堂があったのがたしか4階だったと思うんですがな。

○橋本委員長 4階ですね。

○本郷証人 それから、1階のところにも何か蛍光灯やこう切れたんが物すごい数があって、そんなのも片づけました。地下はちょっとわからんけど、何か大分捨てたように思います。

○橋本委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次の設間に移りたいと思います。

8番目、NPO法人片上まちづくりが備前市から借り受けておったものを、今度株式会社備前まちづくりへNPO法人が転貸借をすることになりました。その転貸借をしたときの鍵の管理について、これは鍵を何本備前まちづくりのほうへ貸与、貸し与えたかは御存じでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 これはわかりません。

○橋本委員長 先ほど、市の担当者の説明によりますと、2本マスターキーを貸したんだけど、返ってくるのは8本も返ってきたと、8本も10本も返ってきたと、いっぱいふえて返ってきたんだという証言をいただいてですね、これは備前まちづくりがマスターキーをコピーしたものだと思えるんですが、そのような記憶は本郷証人にはございませんか。

本郷証人。

○本郷証人 自分が合鍵をつくったという記憶はありません。さっきも言うたように、あの管理事務所みたいなところにあったと思います。

○橋本委員長 この鍵に関して、8番目は委員長のほうからは以上なんですけど、関連質問があれば。ございませんか。ないようでしたら次へ移りたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、9点目のNPO法人片上まちづくりの賃貸借契約解除の申し入れについて、ちょっとここら辺が、NPO法人片上まちづくりと、それから株式会社備前まちづくりとがちょっとごたごたした時期があるんかと思われるんですが、さきにNPO法人片上まちづくりが備前市に対して、もう我々は解散するんだから賃貸借契約を解除してほしいということを申し入れをした。そのときに、株式会社備前まちづくりはまだあそこで野菜工場を運営しておったということなんですが、この間のいきさつについて、両方の役員であった本郷証人は何か御存じのことがあれば我々に教えてください。

本郷証人。

○本郷証人 ちょっとここらはもうはっきりとは覚えてないですな。

○橋本委員長 この両方の役員をやっておられたのは、亡くなられた故永井正人氏と、それからきょう証人として出席をされておられる本郷さんと、このお二人だけでございますか。その他にも、この両方の役員をやっておったよという方がおられますか。

本郷証人。

○本郷証人 両方、まちづくりとNPOでしょう。吉村さんもやられとったんじゃないですか。

○橋本委員長 吉村さんはNPO法人のほうも役員をやっとられたんですか。ほいじゃ、3人ですね。

○本郷証人 何か、何をしと……。

〔「監事」と呼ぶ者あり〕

監事だったですか。

○橋本委員長 役員じゃなくて、監事ですね。

○本郷証人 役員と監事か、どっちか知らん、監事だったと思います。

○橋本委員長 監のほうですね。わかりました。

じゃあ、その間の、NPO法人片上まちづくりが賃貸借契約を備前市に対して解除したいということをお願いしたときには、どうも永井さんと、それから備前まちづくりが運営をしておった、野菜づくりをやっておられたんでしょ、そこらあたりとの関係がよくなかったというふうに聞いておるんですが、そのようなことはございませんか。

本郷証人。

○本郷証人 よくなかった。どう答えりゃええんじゃろうかな。自分らが借りて運営してくれとんじゃから、よくなかったとは言えんんじゃないですか。利用してくださりょうんじゃから。

○橋本委員長 どちらの役員にも永井さんになっておられるんで、ちょっとわけわからんですけど、我々にとっては。ただ、もう賃貸借契約を解除するということでぼんと言うていって、解除された段階では、もうNPO法人は清算しておったというような話、まだしてなかったんですかね。何かもうそこら辺がとんとん拍子だったもんで、ようわからんですけど。

委員長からの設問は以上です。

ほかに。

田原委員。

○田原委員 いろいろ苦勞されたようですが、まあ永井さんとコンビでいろいろ努力されたっていうのはよくわかりました。

それで、当時ですね、NPOに貸すというときに、議会側は、こう言ったら失礼ですけども、NPOに貸したってそりゃだめだということだったんですよ。ところが、連帯保証人で、吉村さんが連帯保証人になるということで、そんならいいんじゃないかということで契約を、平成20年でしたか、20年4月から契約をしたはずですよ。そういう中で、今度は最終的には撤退するわけですけども、もう行き詰まったのが21年の11月ということで、家賃が年間360万円でしたか、それも払えないというようなこと、それから契約には、撤退するときには更地にして返し



ますという、そういう契約だったと思いますが、それは御存じですよ。いかがですか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 そう言われたら、何かそんな気はします。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 そういような中であつたけれども、市は、引き続き使いたいと、使おうじゃないかということで、今度は又貸し、備前まちづくりへお貸しするということで野菜工場が始まったんですが、野菜工場をやり始めてからも、本郷さんは備前まちづくりの仕事をされてたんですか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 その備前まちづくりで仕事をしたいという記憶は……。

〔「野菜工場」と田原委員発言する〕

野菜工場は、1遍か2遍見ただけで、あん中へ余り入ったことがないんです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それじゃ、備前まちづくりの取締役ではあつたけれども、野菜工場をしてからは、もう本郷さんは余りタッチしてないということですね。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 はい。

○橋本委員長 ちょっと私のほうからお尋ねをします。

その野菜工場をやりようつたころの株式会社備前まちづくりの代表者はどなただったんでしょうか。永井さんだったんですか。

〔「備前まちづくり」と本郷証人発言する〕

備前まちづくりですよ。

〔「備前まちづくりは吉村さんじゃないんですか」と本郷証人発言する〕

吉村さんでしょう。

〔「たしか吉村さんが一番上で、永井さんの名前があつて、僕の名前があつたと思うんですけど」と本郷証人発言する〕

で、本郷証人は、取締役であつたけれども、事業内容については、その野菜を建物の中でつくるというようなことについては余り詳しくは聞かされてなかつたということで認識しとってよろしいですか。

本郷証人。

○本郷証人 はい、それでいいです。

○橋本委員長 わかりました。

田原委員。

○田原委員 立ち上げは、永井さんが代表取締役で、その後は吉村さんが社長になられて、その

時点ではもう本郷さんは引かれていますね、これ記録見てみると。ですから、野菜工場についてはもう一切タッチされてないということですよ。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 はい。

〔「わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 次の質問に移っていいですか、ちょっと時間も押しております。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

10番目、じん肺患者同盟岡山連合会の事務所が旧アルファビゼンの建物内にありましたが、この事務所が退去されたしということで交渉に当たったということですが、これはどなたが交渉に当たられたのでしょうか、御存じならば教えてください。

本郷証人。

○本郷証人 我々じゃないかと思えます。

○橋本委員長 本郷さん自身が交渉に行かれた。

○本郷証人 まあ、あのグループに入っとんじゃから、わしが直接行ってのうても我々の中に入るんじゃないですか。

○橋本委員長 わかりました。

関連質問ございましたら。

田原委員。

○田原委員 そこで、じん肺の人も、本郷さんにはいろいろお世話になったという話もされてました。そういう中でね、1つ気になる質問があるんですが、自家発電がありましたね、自家発電所。それで、あそこを避難ビルにしたらということで、自家発電を見に行っただけという話があったりするんですけども、その前段で、自家発電のその、あれはもう売ってしまとるじゃろうと、処分しとるだろという話を本郷さんがしよったという話も聞いたんですが、いや、そんな大きなものを処分できんですよというてじん肺の人とも話したんですが、それはそうなんですけども、そこに燃料用のドラム缶が何本かあったと。それについての記憶はないですか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 あれはたしか金平さんに処分してもらったと思えます。油が入とったら危ないからということで、金平さんを頼んで処分したような記憶ですけど。

〔「ああ、そうですか」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

○田原委員 はい。

○橋本委員長 では、次の設問に移ります。

建物から退去するときの件でございますが、あそこを株式会社備前まちづくりが退去する段階では、つまり平成23年6月13日の段階では、本郷証人はもう既に株式会社備前まちづくりの役員ではなくなっておったというふうな認識でよろしいでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 たしかそうやったと思いますけど。

○橋本委員長 それでは、そのとき、退去するときの鍵の引き渡し等々については立ち会っておられないという認識でよろしいでしょうか。

本郷証人。

○本郷証人 はい、そのとおりです。

○橋本委員長 11番の設問は該当しないですね、じゃあ。

皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、12点目の、これもちょっと該当はしないんじゃないかなと思いますが、あの旧アルファビゼンの建物の中の電線が大量に盗難被害に遭っておるということが平成23年6月15日か、15日ごろに発覚をいたしました。それで、備前市のほうは、当時の賃借人に対して、現況を見てほしいと、こういうことになっておるんだという説明をしておるんですが、その際に本郷証人は呼ばれましたでしょうか、実況見分に。

本郷証人。

○本郷証人 いまだにどこの場所が盗まれとんかは知らんですけど、それだから呼ばれてなかったと思いますけど。

○橋本委員長 立ち会っておられないということのようでございます。

委員からの質問を承ります。

田原委員。

○田原委員 職員からの説明では、7月6日に本郷さんも同席されとるという記録があります。

〔「ああ、そうですか」と本郷証人発言する〕

はい。本郷さんと幡上さんと吉村さんと誰でしたかね、永井さんか。

〔「増田さん」と呼ぶ者あり〕

ああ、増田さんか。

〔「誰」と本郷証人発言する〕

増田。

〔「増田いうたら誰」と本郷証人発言する〕

自動車学校の関係の方みたいですね。それで、NPOの代表として永井さんがおらんからいうことで本郷さんが、

〔「わしが行っとん」と本郷証人発言する〕

そういうことのように。いずれにしろ、その現場は見られてないということなんですかね、盗難現場は。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 立ち会うとんなら立ち会ったんかもわからんですけど、ちょっと記憶にないで

すけど、そう言われりゃ、何か立ち会うたようなけど、その盗まれた場所というのは知りません。いまだに知りません、どこか。

〔「はい、わかりました」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 よろしいか。

委員長のほうから1点お尋ねをします。

自家発電装置の機械がある部屋が、あれが5階ですか、6階ですか、あそこのあたりの配電盤のところ、やはりこう同じようにいっぱい切断されたりしとんです、これは短いんですけども、かなりの金具もついておったのが、それが撤去されとんですが、そういうところについても確認はされてないですか。

本郷証人。

○本郷証人 あれは何か見たことがあるような記憶があるんですがな。だから、ここが盗まれたんじゃないかというぐらいなことしかわかりません。

○橋本委員長 はい、わかりました。

川崎副委員長。

○川崎副委員長 先ほど自家発電の危険な油を金平さんに撤去していただいたということですが、そのときには自家発電関連のですね、先ほど委員長が言われた配電盤の導線なんか盗まれたような形跡というのは当然ないですよ。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 それは知りません。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 金平さんに頼んだときに、現場、自家発電の部屋には入られたんでしょうか、入ってないんでしょうか。

○橋本委員長 外に置いてあったんじゃないか。

本郷証人。

○本郷証人 あれ、たしか廊下かなんか、外のほうに置いとったと思うんですけどな。だから、そのときに自家発電を見たか言われたらちょっとわからんですけど、油のことばあ気にしようったから。

○橋本委員長 川崎副委員長。

○川崎副委員長 そしたら、油の撤去については、金平さんをお願いして、現場に立会はしていたんでしょうか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 立ち会ったと思います。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 ドラム缶何本ぐらいあったんですか、おおよそで結構です。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 2本ぐらいじゃなかったですか。ちょっとそこははっきりしません。

〔「結構です」と田原委員発言する〕

○橋本委員長 次の設問に移りたいと思います。

建物の賃貸借契約の履行についてということで、備前市としては、本郷証人、あの建物が、貸したときと違って不完全な形で返ってきた、つまり建物内に配線をしておったその電線が大量に盗難をされておる、盗まれておるような状況で返ってきたということで、当然その第1次の借り受け人であるNPO法人片上まちづくり、それから第2次、転貸借である株式会社備前まちづくりに対してですね、あんたらどねえな管理をしてくれとったんでというふうに管理責任の追及があつてしかるべきなんですけれども、そういったことを言われた覚えはございませんか。

本郷証人。

○本郷証人 直接言われたような記憶はないんですけど、そういう言葉は聞いたことがあります。

○橋本委員長 間接的にということでしょうか、どういうふうな形で本郷証人の耳には伝わってきましたでしょうか。

○本郷証人 電線がのうなつてからじゃないかな。そりゃ、あんたらが管理責任が悪いから盗まれたんじゃないかというて、そりゃ電線盗むところまでは管理しようりませんから。

○橋本委員長 13番目の点については以上です。

関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次にもう移りたいと思います。

最後、盗難事件が発覚して、当然備前警察署から、両方の役員さんであったというようなことから事情聴取を受けたのではないかなと思われるんですが、事情聴取はお受けになられましたか。

本郷証人。

○本郷証人 受けてません。

○橋本委員長 受けてない。はい、これは失礼をいたしました。

ほかに。

田原委員。

○田原委員 管理責任の追及が、市の職員から、本郷さんに直接でなくても、NPOに対してあつたということは記憶はありますか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 これは電線を盗まれてからそういうことを言い出したんじゃないかと思われませんか。僕は、直接聞いた、市のほうから管理責任があつたんじゃないかというふうなことは聞いた記憶はないです。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 それは、吉村さんなりから、そういうことを市が言よんじゃということを聞かれた

ということなんですか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 いえいえ、吉村さんに聞いたんじゃないし、人のうわさで聞いたような気がします。

○橋本委員長 田原委員。

○田原委員 最後に、町なかに看板が立ってますよね。あれ見て、どのように思われますか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 まあそれぞれ人は皆考えがありますから、僕がどうこう言う立場じゃないと思います。

○橋本委員長 よろしいか。

石原委員。

○石原委員 済いません。14番ですけども、事情聴取はなかったということなんですけれども、責任の追及というんじゃないくて、事情を聞かせてくださいというような市の職員から事件発覚後に何らかの問い合わせ、お尋ね等がありましたでしょうか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 ありません。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 そっから、これもさかのぼってになるんですけども、平成20年の春にNPOさんのほうにあの建物がお貸しになって、その後1年半ほどですか、21年の12月で備前まちづくりのほうに転貸借がされておるんですけども、備前まちづくりさんのほうに転貸借をされた後は、本郷さんはあの建物にはどの程度入られたりというのはあったんでしょうか、いかがでしょうか。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 何回かはあると思うんですがな。何かあっこへ入って作業しようられた、備前まちづくりが作業しようられた折に、何かこういうもんが要るんじゃない言うときに田中屋へ買い物に行ったりとかして、何回かは入りました。

○橋本委員長 石原委員。

○石原委員 そういう中で、12月に転貸借をされて、明けての、1カ月後の平成22年の1月の末に、最後に電気が異常がなかったということで、その後何かが起こったんじゃないかということが言われておるんですけども、本郷さんが、少しでも我々もたどり着ければ、何かつかめればと思うんですけども、アルファビゼンに出入りをされる中で、その後ですけども、何か異常に感じる事とか、ふだん見かけないような業者の車であったり、どなたかが出入りするような光景に出会ったとか、何かを聞かれたとか、そういうことはないですかね。

○橋本委員長 本郷証人。

○本郷証人 それはないですな。えっと1遍だったかな、備前署の人が、僕はちょっと午前中、

八百屋の配達しよんですけど、その八百屋の辺へ備前署の人が、最近じゃったと思う、来られて、何か心当たりねえかいうのを聞きょうったというところへ出くわしたことはあります。だから、車が入りしたりするのは知りません。

○橋本委員長 よろしいか。

本郷証人。

○本郷証人 さっき14番で、備前署から事情聴取されたかいうのに今関連したような答えしましたが、聴取じゃないです、これは、今あったのは。

○橋本委員長 わかりました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、以上で本郷治雄氏に対する尋問を全て終了いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で本郷証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては、再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日は長時間ありがとうございました。退室をしていただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午後5時11分 休憩

午後5時14分 再開

○橋本委員長 それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

\*\*\*\*\* 議会だよりへの記事の掲載について \*\*\*\*\*

本日の証人とか参考人の日程は全て終わったんですが、次にですね、今お手元に配付をいたしましたこの文面でございますが、議会だよりの2月1日に市民に手渡す分につきまして、その中の記事として、このような文言で議会側としても状況提供を求めるんだということをお願いを備前警察署のほうにしておりました。このたび、それに対する返答が返ってきて、備前警察署としてはお受けしますということでございます。この委員会で正式に、このような文面で、大きさはこれよりも、これの半分、3分の1ぐらいの紙面になるんですけども掲載を、記事として掲載をさせていただこうと思うとります。これにつきまして御異議ございませんか。

掛谷委員。

○掛谷委員 備前警察署のオーケー、もうそれはいいんです。その下の事務局にいろんな問い合わせがあったときに、どういうルールというか、お問い合わせしたことが仮に次々来た。何の誰べえがどういうふうなというような、いろんなケースがある、なかなか難しいんですが……。

○橋本委員長 この件につきましては、執行部がこの1月1日号に出しておる文面とほとんど同じで、それに対しても、この記事に関するお問い合わせはどこそこへお願いしますということ

書いております。多分ほとんど問い合わせないんでしょう、多分。事務局、確認しておりませんか、きょう現在で問い合わせが何件あったか。

はい、石村君。

○石村議事係長 確認しておりません。

○橋本委員長 だけど、ほとんどないんでしょう、多分。あれば、大変だ、大変だ言いますけれども。それは杞憂にすぎんじゃないかなと思います。

よろしいか。

尾川委員。

○尾川委員 備前市の「広報びぜん」か、あれが先行してね、これ載せえというのは、ちょっと余り気分がよくねえ気がしますね。

それと、それから中身、その今言う、まあ大体一緒というんと、一緒のほうがあえんか、その辺はみんなの意見どんなんかなというのがあるんですよ。その2点ですね。まあどうせなら、一緒に足並みをそろえて、出すんなら、どういういきさつになっとったんか知らんよ。今さら言っただって、済んだ話じゃからあれじゃけど、今後のことがあるからあえて言わせてもらいよんじゃけど、それと中身がどういうふうに、その整合性があるかねえんか。議会の発言と市の発言と、当然違うべきかもわからんけど、まあよう私も文章覚えてねえ、出しとるな思うて、先走ってというふうな感じは思っただけですけど。

まあ、以上ですけど。

○橋本委員長 とりあえずこの文章で了解を求めていますので、この文章に対して備前署のほうは、はい、これでよろしいということで返事が返っております。これをもし修正するんであれば、また修正した格好でお伺いを立てにゃならんというような格好になりますんで、今回はこれで行かさせていただくということで……。

尾川委員。

○尾川委員 ちょっとね、何もかもが、備前市が言ようることと、備前市の議会が言ようことが余り違い過ぎても、本来なら1月号に備前市議会も連名で出すぐらいなところが、配慮があってもええいう感じはすんですよ。その辺よう……。

○橋本委員長 これは、議会事務局に対して、執行部がそのような文面で掲載をするよという連絡はありましたか、執行部の件です。ありましたか。

事務局石村君。

○石村議事係長 いえ、ございませんでした。

○橋本委員長 もう向こうが勝手にぼんと出しとるような格好もありましたね。

〔「そんなんじゃ、問題じゃ」と呼ぶ者あり〕

そういうことで、一応警察のほうはこれで了解ということですので、おくれればせながら、2月1日ということで掲載をしたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、以上で本日の旧アルファビゼン盗難事件調査特別委員会を閉会いたします。長時間



御苦労さまでございました。

午後5時19分 閉会